

宇都宮の環境

(環境状況報告書 令和 5 年度版)

資料編

令和 6 年 3 月

宇 都 宮 市

目次

第1部 環境の状況

1 大気環境関係

1	本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移	6
2	大気環境に係る環境基準等	7
3-1	大気汚染状況常時監視測定局地点	8
3-2	大気汚染状況常時監視測定項目	8
4	二酸化硫黄の経年変化	9
5	二酸化窒素の経年変化	9
6	一酸化炭素の経年変化	9
7	浮遊粒子状物質の経年変化	9
8-1	光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化	10
8-2	光化学スモッグ注意報等発令回数	10
9	非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化	10
10	酸性雨（pH）の経年変化	10
11	微小粒子状物質（PM2.5）の経年変化	10
12	微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起回数	10
13	有害大気汚染物質の経年変化	11
14-1	アスベスト環境調査地点	12
14-2	アスベスト濃度の経年変化	12
15	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況	13
16	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況	13
17	大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の設置状況	13
18	大気汚染防止法に基づく立入検査結果	13
19-1	大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況	14
19-2	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況	14
20-1	ダイオキシン類環境調査地点（大気）	15
20-2	ダイオキシン類の経年変化（大気）	15
21	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（大気基準適用施設）	16
22	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（大気基準適用施設）	16
23	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（大気基準適用施設）	17

2 水・土壌環境関係

1	水・土壌環境に係る環境基準	18
2	公共用水域水質調査地点	20
3	公共用水域水質測定結果（生活環境項目）	21
4	公共用水域水質測定結果（健康項目）	22
5	公共用水域水質測定結果（特殊項目）	24
6	公共用水域水質測定結果（要監視項目）	25
7	地下水水質測定結果（概況調査）	26
8	地下水水質測定結果（定期モニタリング調査）	27
9	ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果	29
10-1	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況	31
10-2	水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況	31
11	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況	32
12	水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果	32
13-1	ダイオキシン類環境調査地点（河川水質，河川底質）	33
13-2	ダイオキシン類の経年変化（河川水質，河川底質）	33
13-3	ダイオキシン類環境調査地点（地下水，土壌）	34
13-4	ダイオキシン類の経年変化（地下水）	34

13-5	ダイオキシン類の経年変化（土壌）	35
14	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（水質基準適用施設）	36
15	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（水質基準適用施設）	36
16	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（水質基準適用施設）	36
3 その他生活環境関係		
1	騒音，振動，悪臭に係る環境基準等	37
2	騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	38
3	振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況	39
4-1	東北新幹線騒音振動調査地点	40
4-2	東北新幹線騒音の経年変化	40
4-3	東北新幹線振動の経年変化	40
5-1	航空機騒音測定地点	41
5-2	航空機騒音の経年変化	42
5-3	航空機騒音測定結果	43
6-1	自動車騒音環境基準達成率の経年変化	44
6-2	自動車騒音環境基準達成状況の評価結果（道路種類別）	44
7	栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況	44
8	公害等に係る苦情処理件数の経年変化	45
第2部 環境行政のあゆみ		
1	環境行政のあゆみ	47
2	宇都宮市環境基本条例	54

第 1 部 環境の状況

1. 大気環境関係

1 本市の自家用車保有台数とバス輸送人員の推移

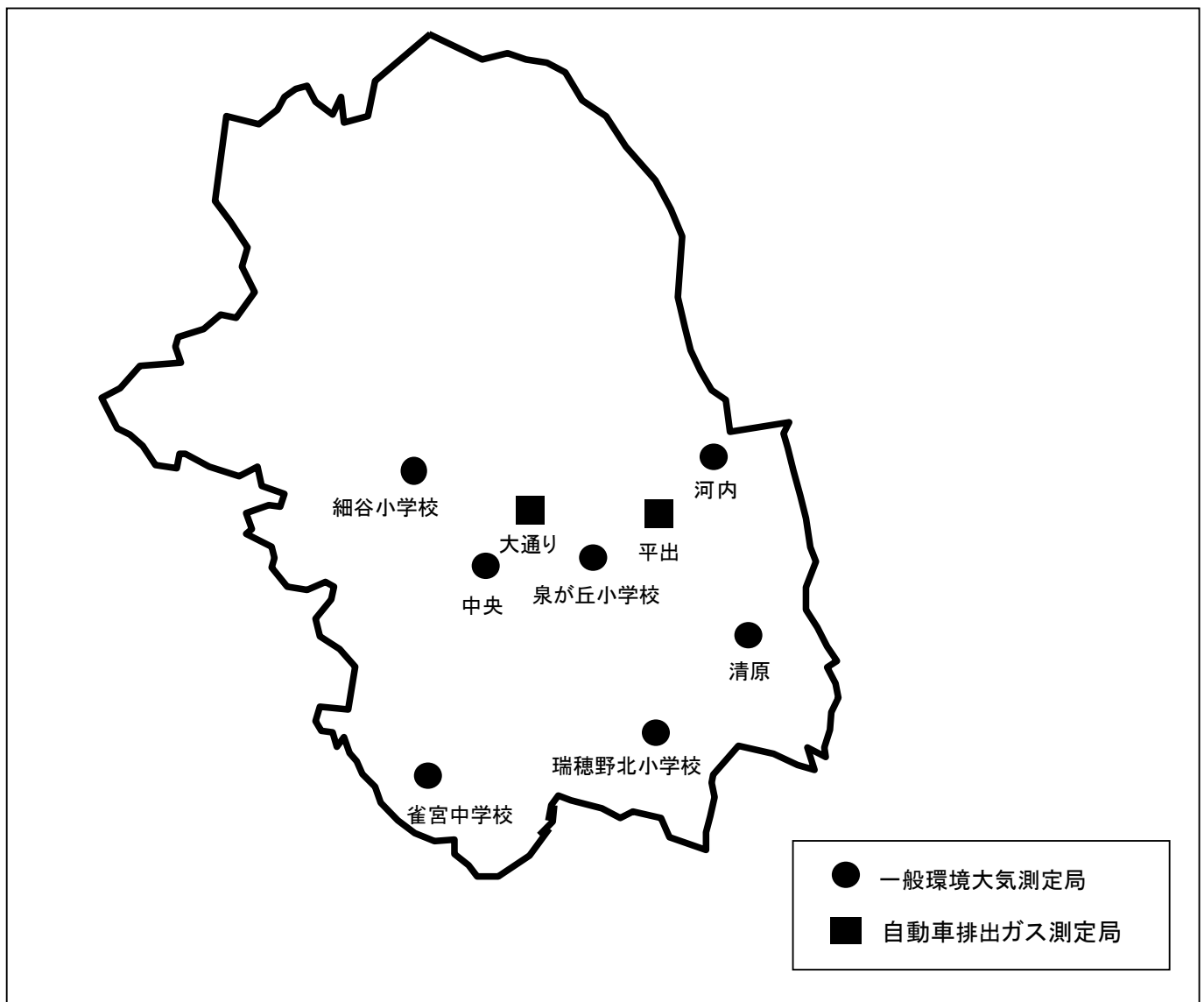
年 次	自家用車(軽自動車含)			バ ス	
	保有台数	1世帯当たり保有台数		輸送人員 (千人)	系統数
		本 市	全国平均		
昭和61年度 (1985)	131,800	—	—	31,159	171
平成 2年度 (1990)	164,200	1.10	—	29,928	167
平成 7年度 (1995)	199,800	1.29	0.97	25,657	130
平成 8年度 (1996)	209,000	1.33	1.00	24,523	139
平成 9年度 (1997)	217,700	1.36	1.03	23,424	155
平成10年度 (1998)	224,300	1.38	1.05	21,740	156
平成11年度 (1999)	229,100	1.39	1.05	20,148	153
平成12年度 (2000)	234,500	1.40	1.07	19,222	155
平成13年度 (2001)	246,500	1.43	1.09	17,828	155
平成14年度 (2002)	252,600	1.45	1.10	18,219	165
平成15年度 (2003)	257,300	1.45	1.10	17,275	166
平成16年度 (2004)	263,212	1.46	1.11	16,900	165
平成17年度 (2005)	268,700	1.46	1.11	16,280	150
平成18年度 (2006)	300,069	1.49	1.11	15,199	142
平成19年度 (2007)	301,875	1.48	1.10	15,341	146
平成20年度 (2008)	304,126	1.47	1.09	14,359	144
平成21年度 (2009)	307,598	1.47	1.08	13,610	142
平成22年度 (2010)	310,431	1.48	1.08	13,032	141
平成23年度 (2011)	315,152	1.48	1.08	13,621	140
平成24年度 (2012)	318,488	1.48	1.08	13,718	163
平成25年度 (2013)	325,291	1.47	1.07	13,888	164
平成26年度 (2014)	329,516	1.47	1.07	13,840	169
平成27年度 (2015)	333,590	1.47	1.07	14,037	156
平成28年度 (2016)	337,846	1.47	1.06	14,262	159
平成29年度 (2017)	341,246	1.47	1.06	14,107	162
平成30年度 (2018)	343,588	1.47	1.05	14,574	165
令和元年度 (2019)	345,077	1.46	1.04	10,466	168
令和 2年度 (2020)	345,821	1.45	1.04	8,569	148
令和 3年度 (2021)	345,821	1.44	1.03	10,304	154
令和 4年度 (2022)	346,181	1.44	1.03	11,247	128

2 大気環境に係る環境基準等

物質名	性質	環境基準等
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油や石炭等の硫黄を含む化石燃料の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が 0.04(ppm)以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	石油やガス等の燃焼に伴い発生する。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。酸性雨の原因物質でもある。	1時間値の1日平均値が 0.04(ppm)から 0.06(ppm)までのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	炭素や炭素化合物が不十分な酸素での燃焼に伴い発生する。高濃度で中枢神経に影響を及ぼす恐れがある。ディーゼル自動車に含まれる微粒子が特に問題となっている。	1時間値の1日平均値が 10(ppm)以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20(ppm)以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径 10(μm)以下の粒子状物質をいう。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。主な発生源に工場等のばいじんやガソリン自動車の排出ガスがある。	1時間値の1日平均値が 0.10(mg/m ³)以下であり、かつ、1時間値が 0.20(mg/m ³)以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質をいう。高濃度で目の粘膜への刺激や呼吸器系に影響を及ぼす恐れがある。	1時間値が 0.06(ppm)以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	浮遊粉じんのうち、粒径 2.5(μm)以下のもの。浮遊粒子状物質 (SPM) よりも健康に有害な影響を与える可能性が高いとされている。主な発生源としては、工場等のばい煙発生施設や自動車(一次生成)と、工場や自動車から排出される硫黄酸化物等が大気中で光やオゾンと反応して生成(二次生成)されることが挙げられる。	1年平均値が 15(μg/m ³)以下であり、かつ、1日平均値が 35(μg/m ³)以下であること。
ベンゼン	揮発性が高く、特有の臭気をもつ可燃性の液体で、溶剤やガソリンのアンチノック剤などに使用される。発ガン性が認められている。	1年平均値が 3(μg/m ³)以下であること。
トリクロロエチレン	揮発性をもつ不燃性の液体で、金属や機械部品の脱脂・洗浄剤、一般溶剤等に使用される。吸入により頭痛・吐き気や接触による皮膚炎等をおこす。	1年平均値が 130(μg/m ³)以下であること。 ※ 平成30年11月19日改正(200→130 μg/m ³)
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で不燃性の液体。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤等に使用される。吸入により頭痛や吐き気をおこし、接触により皮膚炎をおこす。	1年平均値が 200(μg/m ³)以下であること。
ジクロロメタン	有機塩素化合物の一つで、無色透明で揮発性を有する可燃性の液体。塗料の剥離材やプリント基板の洗浄剤等に使用される。吸入によりめまいや嘔吐、知覚障害をおこす。	1年平均値が 150(μg/m ³)以下であること。
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。塩素を含むごみを燃焼させた場合等に発生し、人の健康に重大な影響を与える恐れがある。	1年平均値が 0.6(pg-TEQ/m ³)以下であること。
非メタン炭化水素 (NMHC)	炭素と水素から成り立っている化合物の総称。光化学スモッグの原因物質とされており、主な発生源にガソリン自動車の排出ガスがある。	※濃度指針 午前6時から9時までの3時間平均値が 0.20(ppmC)から 0.31(ppmC)の範囲以下であること。

- ※ ppm 1(ppm(ピ-ピー-エム))=1(m³)の1(cm³)(100万分の1)
- ※ μm 1(μm(マイクメートル))=100万分の1(m)
- ※ μg 1(μg(マイクグラム))=100万分の1(g)
- ※ pg 1(pg(ピコグラム))=1兆分の1(g)
- ※ TEQ 毒性等量。ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す。

3-1 大気汚染状況常時監視測定局地点



3-2 大気汚染状況常時監視測定項目

測定局	所在地	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	非メタン炭化水素 (NMHC)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
一般環境大気測定局								
1 中央	中央1-1-13	○	○		○	○	○	
2 泉が丘小学校	泉が丘7-12-14				○			
3 雀宮中学校	雀の宮7-28-16	○	○		○	○	○	○
4 瑞穂野北小学校	下桑島町465				○			
5 細谷小学校	細谷1-4-38				○			
6 清原	上籠谷町1145		○		○	○		
7 河内	下岡本町2145-13		○		○	○		
自動車排出ガス測定局								
8 大通り	馬場通り1-1-11		○		○			
9 平出	平出町1260		○	○	○			○
合 計		2	6	1	9	4	2	2

4 二酸化硫黄の経年変化

単位:(ppm)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
中央	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.04以下
雀宮中	—	—	—	—	—	—	0.000	0.000	0.001	0.001	
大通り	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	—	—	—	—	
平出	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	—	—	—	—	

5 二酸化窒素の経年変化

単位:(ppm)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
中央	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.06以下
雀宮中	0.010	0.011	0.010	0.010	0.011	0.011	0.008	0.008	0.007	0.007	
細谷小	0.013	0.012	0.010	0.010	0.009	0.008	—	—	—	—	
清 原	0.011	0.010	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009	
河内	0.012	0.012	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	
大通り	0.023	0.022	0.021	0.020	0.016	0.013	0.011	0.011	0.010	0.010	
平出	0.023	0.022	0.023	0.019	0.018	0.016	0.013	0.011	0.011	0.009	

6 一酸化炭素の経年変化

単位:(ppm)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
大通り	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	—	—	—	—	10以下
平出	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	

7 浮遊粒子状物質の経年変化

単位:(mg/m³)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
中央	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.011	0.013	0.011	0.012	0.10以下
泉が丘小	0.019	0.019	0.020	0.019	0.015	0.017	0.015	0.014	0.012	0.013	
雀宮中	0.018	0.017	0.019	0.016	0.016	0.017	0.013	0.013	0.011	0.012	
瑞穂野北小	0.019	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017	0.015	0.013	0.013	0.013	
細谷小	0.017	0.016	0.017	0.016	0.014	0.014	0.012	0.012	0.010	0.011	
清 原	0.025	0.023	0.019	0.018	0.017	0.017	0.015	0.014	0.013	0.014	
河内	0.027	0.027	0.017	0.015	0.012	0.013	0.010	0.009	0.008	0.008	
大通り	0.020	0.020	0.021	0.018	0.017	0.017	0.013	0.013	0.011	0.012	
平出	0.018	0.019	0.018	0.016	0.016	0.016	0.015	0.016	0.013	0.013	

※ ppm : 1 (ppm (t°-t°-xM)) = 1 (m³) の 1 (cm³) (100万分の1)

8-1 光化学オキシダント環境基準達成率の経年変化

単位:(%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	全国平均
中央	95.2	92.3	90.1	94.4	92.0	90.5	92.5	94.3	95.4	95.5	95.3 (R3)
雀宮中	89.0	87.3	93.4	83.8	87.3	87.2	88.7	0.0	91.9	90.9	
河内	97.7	91.9	93.0	99.2	98.0	98.1	98.5	98.5	99.4	98.3	
清原	92.1	88.0	95.5	93.4	91.4	88.2	91.2	91.2	91.4	93.3	

8-2 光化学スモッグ注意報等発令回数

単位:(回)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
宇都宮市	0	1	0	2	5	2	1	3	0	1
【参考】全国	106	83	101	46	87	80	99	45	29	41

【参考】光化学スモッグ注意報発令基準

種 別	内 容
注 意 報	一の測定点(本市では、中央、雀宮中学校、清原、河内)において、オキシダント測定値が0.12(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。
警 報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.24(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。
重大緊急報	一の測定点において、オキシダント測定値が0.40(ppm)以上となり、継続すると認められるとき。

※ ppm: 1 (ppm (ビークラム)) = 1 (cm³) の 1 (cm³) (100万分の1)

9 非メタン炭化水素指針値達成率の経年変化

単位:(%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
中央	99.7	98.9	99.7	100.0	99.7	100.0	99.7	100.0	99.7	99.5
雀宮中	—	—	—	—	—	—	97.2	96.4	95.9	95.9
大通り	98.1	97.2	99.4	99.7	99.7	99.4	—	—	—	—
平出	97.5	96.6	99.4	98.5	99.2	99.7	—	—	—	—

10 酸性雨 (pH) の経年変化

単位:(—)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
中央	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河内	4.8	5.0	4.9	5.1	5.0	5.2	5.3	5.8	6.1

※ pHが改善傾向となったことから、栃木県による湿性沈着量調査及び酸性降下物量調査は令和3年度で終了

11 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の経年変化

単位:(μg/m³)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
雀宮中	1年平均値	10.9	11.2	9.3	9.3	8.4	9.0
	1日平均値	24.9	24.5	22.2	23.7	18.4	20.5
	基準適合	○	○	○	○	○	○
平出	1年平均値	12.2	12.1	10.6	10.1	9.0	8.7
	1日平均値	26.5	24.7	23.8	24.9	18.4	19.6
	基準適合	○	○	○	○	○	○

※ 平成25年1月18日から雀宮中及び平出測定局で測定開始

※ 1日平均値: 1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値

12 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 注意喚起回数

単位:(回)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
宇都宮市 (栃木県全体)	0	0	0	0	0	0

※ 平成25年3月9日、栃木県が、環境省の「微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する専門家会合報告について」(平成25年3月1日 環水大大発第1303013号)に示された「注意喚起のための暫定的な指針」を受けて、注意喚起に係る対応を開始

※ 栃木県が注意喚起に係る対応を開始した、平成25年3月9日～31日においても、注意喚起は実施したことはない。

※ 平成25年11月29日、栃木県が、環境省の「微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について」(平成25年11月28日 環水大大発第1311281号)を受けて、注意喚起に係る対応を変更

※ 平成26年12月1日、栃木県が、環境省の「微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について(第2次)」(平成26年11月28日 環水大大発第1411281号)を受けて、注意喚起に係る対応を変更

※ 平成28年7月1日、栃木県が注意喚起の地域区分を全県1区分から7区分に変更

1 3 有害大気汚染物質の経年変化

西小学校(一般環境)

単位($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質 名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準等
ベンゼン	0.86	0.82	0.82	1.0	0.81	0.71	0.62	0.68	0.50	0.64	3
トリクロロエチレン	0.33	0.31	0.36	0.28	0.30	0.16	0.16	0.27	0.14	0.15	130
テトラクロロエチレン	0.14	0.14	0.19	0.18	0.24	0.089	0.092	0.089	0.070	0.052	200
ジクロロメタン	1.1	1.2	1.3	1.1	1.5	1.3	1.2	1.3	0.73	0.96	150
アクリロニトリル	0.026	0.058	0.058	0.067	0.028	0.017	0.016	0.018	0.019	0.034	2
塩化ビニルモノマー	0.013	0.037	0.016	0.015	0.019	0.012	0.011	0.017	0.014	0.018	10
水銀及びその化合物	0.0020	0.0019	0.0018	0.0017	0.0018	0.0018	0.0017	0.0017	0.0015	0.0015	0.04
ニッケル化合物	0.0017	0.0011	0.0014	0.00091	0.0016	0.0017	0.0013	0.0017	0.0030	0.0016	0.025
クロロホルム	0.19	0.21	0.23	0.23	0.21	0.21	0.17	0.18	0.15	0.15	18
1, 2-ジクロロエタン	0.096	0.12	0.11	0.12	0.11	0.14	0.11	0.15	0.091	0.094	1.6
1, 3-ブタジエン	0.093	0.090	0.11	0.11	0.076	0.057	0.058	0.062	0.042	0.051	2.5
アセトアルデヒド	1.9	2.0	2.1	1.8	2.0	1.8	2.2	2.1	1.6	2.5	120
ホルムアルデヒド	3.3	3.2	3.0	3.0	4.8	3.5	4.6	4.1	3.3	4.4	-
ベリリウム及びその化合物	0.0000091	0.0000096	0.000013	0.000014	0.000014	0.000014	0.000016	0.000013	0.000013	0.000017	-
マンガン及びその化合物	0.012	0.011	0.013	0.013	0.013	0.014	0.016	0.014	0.011	0.017	0.14
クロム及びその化合物	0.0020	0.0019	0.0017	0.0014	0.0019	0.0020	0.0016	0.0025	0.0022	0.0027	-
ひ素及びその化合物	0.00059	0.00053	0.00087	0.00061	0.00058	0.0012	0.00095	0.0011	0.00058	0.00095	0.006
ベンゾ[a]ピレン	0.000094	0.000022	0.000065	0.000041	0.000066	0.000064	0.000069	0.000072	0.000042	0.00012	-
酸化エチレン	0.067	0.068	0.072	0.072	0.069	0.065	0.080	0.11	0.075	0.071	-
塩化メチル	5.6	3.3	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	94
トルエン	10	5.5	4.8	4.0	4.4	3.6	4.8	4.1	2.8	3.2	-

清原東小学校(固定発生源周辺)

単位($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質 名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準等
ベンゼン	0.69	0.73	0.61	0.84	0.71	0.59	0.57	0.59	0.46	0.59	3
トリクロロエチレン	0.21	0.29	0.27	0.21	0.26	0.14	0.12	0.20	0.11	0.15	130
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
ジクロロメタン	1.6	2.8	2.3	5.4	3.8	3.1	2.0	3.8	3.0	3.0	150
アクリロニトリル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04
ニッケル化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.025
クロロホルム	0.26	0.24	0.22	0.21	0.24	0.23	0.14	0.15	0.12	0.12	18
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6
1, 3-ブタジエン	0.066	0.076	0.69	0.12	0.062	0.041	0.049	0.051	0.035	0.045	2.5
アセトアルデヒド	1.3	1.6	1.6	1.8	1.6	1.7	1.8	1.8	1.2	2.4	120
ホルムアルデヒド	2.2	2.5	2.2	2.3	3.4	4.1	4.5	3.9	3.3	4.0	-
ベリリウム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.14
クロム及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素及びその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006
ベンゾ[a]ピレン	0.00011	0.000033	0.000074	0.000062	0.00012	0.000093	0.00010	0.000084	0.000051	0.000092	-
酸化エチレン	0.053	0.12	0.064	0.067	0.063	0.057	0.067	0.11	0.091	0.071	-
トルエン	10	7.6	4.9	4.2	5.7	4.3	5.4	4.8	4.7	4.4	-

平自動車排出ガス測定局(沿道)

単位($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質 名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準等
ベンゼン	0.82	0.75	0.78	0.98	0.80	0.70	0.64	0.71	0.53	0.71	3
1, 3-ブタジエン	0.10	0.12	0.12	0.14	0.10	0.078	0.078	0.083	0.055	0.069	2.5
アセトアルデヒド	1.7	1.9	2.0	1.8	2.0	1.9	1.9	1.6	1.5	2.4	-
ホルムアルデヒド	2.8	2.9	3.0	2.8	2.6	2.5	2.6	2.1	1.8	2.5	-
ベンゾ[a]ピレン	0.000092	0.000029	0.000077	0.000052	0.000074	0.000082	0.000080	0.000072	0.000050	0.00010	-
トルエン	11	4.6	5.4	3.9	4.9	3.3	6.5	4.4	3.6	3.4	-

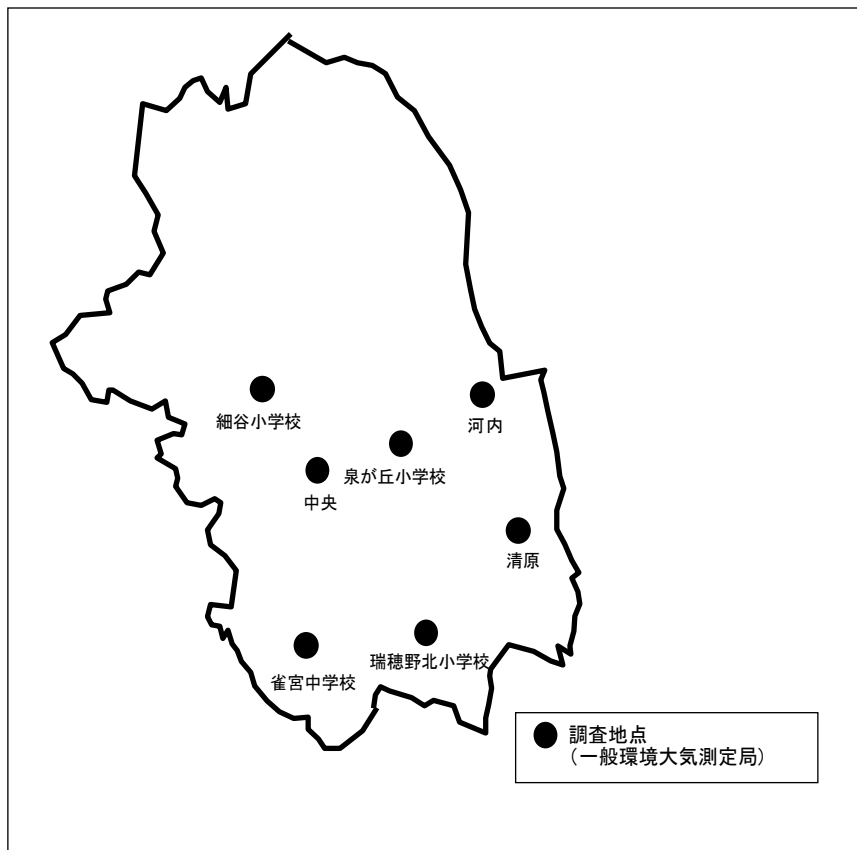
※ 1(μg (マイクログラム))=100万分の1(g)

※ 一般環境 固定発生源や移動発生源からの影響を受けにくい地点で測定している。

※ 固定発生源周辺 本市では北向きの風が多いため、清原工業団地南側で測定している。

※ 沿道 自動車からの排出ガスの影響を把握できる地点で測定している。

1 4 - 1 アスベスト環境調査地点



1 4 - 2 アスベスト濃度の経年変化

単位:(本/L)

測定地点	所在地		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
中央	中央1-1-13	①シンボルロード側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②駐輪場側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
泉が丘小学校	泉が丘7-12-14	①局舎側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②ゴミ置倉庫側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
雀宮中学校	雀の宮7-28-16	①プール倉庫側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②体育倉庫側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
瑞穂野北小学校	下桑島町465	①局舎側	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②変電施設側	0.057	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
細谷小学校	細谷1-4-38	①局舎側	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②体育倉庫側	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
清原	上箆谷町1145	①局舎側	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②駐車場側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
河内	下岡本町2145-13	①局舎側	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満
		②テニスコート側	0.056	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満	0.056未満

※ 上記は「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版, 環境省)」に基づき測定した総繊維数濃度である。

通常の一般大気環境のレベル: 総繊維数濃度 1[本/L]未満 (環境基準は設定されていない。)

15 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況

ばい煙発生施設	施設数
ボイラー	627
ガス発生炉, ガス加熱炉	1
焙焼炉, 焼結炉及び煅焼炉	0
溶鉱炉, 転炉及び平炉	0
キューボラ, 溶解炉	4
金属加熱炉	17
石油加熱炉	1
セメント焼成炉, その他焼成炉	0
直火炉	2
骨材乾燥炉, 乾燥炉	22
電気炉	1
廃棄物焼却炉	13
鉛溶解炉	5
ガスタービン	33
ディーゼル機関	145
ガス機関	31
合 計	902
工場・事業場数	362

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

16 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の設置状況

揮発性有機化合物排出施設	施設数
塗装施設	1
乾燥施設(塗装)	2
乾燥施設(粘着テープ等)	13
乾燥施設(接着)	1
合 計	17
工場・事業場数	7

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

17 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設の設置状況

水銀排出施設	施設数
小型石炭混焼ボイラー	1
二次施設(銅, 鉛又は亜鉛)	2
廃棄物焼却炉	13
合 計	16
工場・事業場数	9

18 大気汚染防止法に基づく立入検査結果

区分	立入検査 件数	分析結果		指導件数							
		適合	不適合	排出・ 管理基準 遵守	自主分析 実施	申請届出	施設等 点検・ 管理	処理施設 等設置・ 改善	管理組織 体制	記録整備	その他
ばい煙 発生施設	5 (3)	5 (3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揮発性有 機化合物 排出施設	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※()は水銀排出施設に該当する。

１９－１ 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の設置状況

一般粉じん発生施設	施設数
鉱物・土石の堆積場	41
ベルトコンベア・バケットコンベア	7
破砕機・摩砕機	1
ふるい	1
合 計	50
工場・事業場数	39

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

１９－２ 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設の設置状況

粉じんに係る特定施設		施設数
飼料等の製造用の粉砕施設及びふるい		0
窯業土石又は鉱物の用に供する施設	破砕機・摩砕機	5
	ふるい	3
	堆積場	1
活性炭又は炭素製品の用に供する施設		0
合 計		9
工場・事業場数		6

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

20-1 ダイオキシン類環境調査地点（大気）



20-2 ダイオキシン類の経年変化（大気）

単位: (pg-TEQ/m³)

区 分	調 査 地 点	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	環境基準
一般環境	西小学校	0.028	0.021	0.016	0.018	0.013	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012	0.6
	細谷小学校	0.036	0.023	0.014	0.017	0.011	0.0081	0.0079	0.012	—	—	
	泉が丘小学校	0.029	0.02	0.018	0.018	0.012	0.01	0.009	0.008	—	—	
	雀宮中学校	0.039	0.027	0.017	0.023	0.014	0.015	0.014	0.013	—	—	
	城山西小学校	0.020	0.015	0.011	0.012	0.0061	0.0082	0.0073	0.0089	0.0089	0.0060	
発生源周辺	清原東小学校	0.047	0.018	0.019	0.02	0.012	0.011	0.017	0.0094	0.016	0.012	
	陽東小学校	—	0.017	0.017	0.018	0.015	0.0096	0.0089	0.012	0.021	0.010	

【参考】全国のダイオキシン類環境調査結果（大気 令和3年度）

単位: (pg-TEQ/m³)

調査地点数	環境基準超過地点数	平均値
584	0	0.015

※ pg 1pg (ピコグラム) = 1兆分の1 (g)

※ TEQ 毒性等量。ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す。

2 1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（大気基準適用施設）

特定施設の 種類	施設数
製鋼用電気炉	1
廃棄物焼却炉	17
合 計	18
工場・事業所数	12

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

2 2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（大気基準適用施設）

区 分	立入 検査 件数	分析結果		指導件数							
		適合	不適合	排出・ 管理 基準遵守	自主 分析 実施	申請 届出	施設等点 検・管理	処理施設 等設置・ 改善	管理 組織 体制	記録 整備	その他
製鋼用電気炉	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2.3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（大気基準適用施設）

産業系施設

工場・事業場名			特定施設種類			施設規模 (kVA)			測 定 結 果				備考		
									排出ガス量 (Nm ³ /日)	酸素濃度 (%)	試料 採取日	排出ガス濃度			
												(ng-TEQ/Nm ³)			基 準
1	東京製鐵(株) 宇都宮工場	製鋼電気炉	50,000×2	10,320,000	19.8	R4.12.03	0.0060	5	西						
				10,560,000	20.1	R4.12.03	0.0092	5	東						

廃棄物焼却炉

工場・事業場名		施設規模		排出ガス測定結果					ばいじん等測定結果			備考
		焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m ²)	排出ガス量 (Nm ³ /日)	酸素濃度 (%)	試料採取日	排出ガス濃度		試料採取日	試料種別	ばいじん等濃度 (ng-TEQ/g)	
							(ng-TEQ/Nm ³)	適用基準				
2	クリーンパーク茂原 (1号焼却炉)	5,417	27.54	796,800	10.0	R4.09.06	0.0012	0.1	R5.01.12	焼却灰	0.024	※
				830,400	10.1	R5.01.12	0.0018		R5.01.12	ばいじん	1.0	
3	(2号焼却炉)	〃	〃	830,400	10.9	R4.09.06	0.00019		R5.02.24	焼却灰	0.013	※
				830,400	10.4	R5.02.24	0.013		R5.02.24	ばいじん	1.5	
4	(3号焼却炉)	〃	〃	859,200	10.8	R5.02.24	0.0028		R5.02.24	焼却灰	0.086	※
									R5.02.24	ばいじん	4.8	
5	(灰溶融設備)	1,667	10.46					－	R5.03.17	溶融スラグ	0.00000084	
									R5.03.17	ばいじん	0.039	
6	川田水再生センター (汚泥焼却炉2号)	3,334	18.1	－	－	－	－	－	－	－	－	休止中
7	東横田清掃工場	1,667	－	－	－	－	－	10	－	－	－	廃止
8	栃木県 下水道資源化工場 (Ⅰ系統焼却施設)	3,750	11.34	470,400	16.0	R4.05.31	0.00000089	1	R4.05.31	ばいじん	0.00000015	排出ガス量単位：m ³ N/h
				484,800	15.8	R4.08.29	0.000011		R4.08.29	ばいじん	0	
				472,800	15.8	R4.10.17	0.00000020		R5.02.20	ばいじん	0	
				501,600	15.9	R5.02.20	0.00000075		R5.02.20	燃え殻	0	
9	(Ⅱ系統焼却施設)	〃	7.06	453,600	16.7	R4.05.30	0.00000098		R4.10.18	ばいじん	0	排出ガス量単位：m ³ N/h
				489,600	16.0	R4.08.26	0.00000015		R5.02.20	燃え殻	0	
				487,200	16.2	R4.10.18	0.000080					
					15.9	R5.01.16	0.000021					
10	(Ⅰ系統溶融施設)	500	1.76	－	－	－	－	－	－	－	－	休止中
11	栃木県 県央家畜保健衛生所	193	3.07	5,640	9.9	R4.12.08	0.11	5	R4.12.09	焼却灰	0.000091	
12	緑化技研工業㈱	190	1.89					5				
13	国土環境開発㈱ 篠井工場	250	3.6	96,800	13.7	R4.12.20	0.78	10	R4.12.21	燃え殻	0.028	
									R4.12.21	ばいじん	0.022	
14	㈱栃木県畜産公社	125	1.9	－	－	－	－	5	－	－	－	廃止
15	マルハニチロ㈱ 化成バイオ事業部	99	1.99	－	－	－	－	10	－	－	－	休止中
16	王子マテリア㈱ 日光工場	1,548	1.9	－	－	－	－	10	－	－	－	休止中
									－	－	－	
17	㈱日新製菓 上河内工場			－	－	－	－	10	－	－	－	休止中
									－	－	－	
18	㈱セルクリーンセンター	5,000	17.4					0.1				
19	クリーンセンター下田原 (1号焼却炉)	3,958	19.948	379,200	6.8	R4.04.28	0.00071	1	R4.11.11	焼却灰	0.00063	
				453,600	6.2	R4.07.01	0.00015		R4.11.11	ばいじん	1.1	
				460,800	6.7	R4.11.11	0.00042					
				357,600	6.2	R5.01.11	0.000096					
20	(2号焼却炉)	3,958	19.948	456,000	6.2	R4.05.30	0.00037	1	R4.11.11	焼却灰	0.00014	
				393,600	6.0	R4.07.01	0.00061		R4.11.11	ばいじん	1.7	
				427,200	9.1	R4.11.11	0.0019					
				362,400	7.4	R5.01.11	0.0018					
21	㈱ジャパンエコロジー シンキング	130	0.3025	9,300	16.4	R5.03.03	0	5	R5.03.03	ばいじん	0	

※ 灰溶融設備の排出ガスを含む。

2. 水・土壌環境関係

1 水・土壌環境に係る環境基準

河川水質に係る環境基準（生活環境項目）

項目 類型	基 準 値				
	pH (－)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
A	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	
D	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	

項目 類型	基 準 値		
	全垂鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)
生物A	0.03以下	0.001以下	0.03以下
生物B	0.03以下	0.002以下	0.05以下

河川の類型指定

河 川 名	地 点	類 型	
田 川	上の島橋, 大曾橋	A	生物A
	宮の橋, 鉄道橋, 孫八橋	B	生物B
御用川	昭和橋, 錦中央公園	C	生物B
釜 川	つくし橋	C	生物B
山田川	末流	A	生物A
江 川	腰抱地藏前, 平塚橋	B	生物B
姿 川	こしじ橋, 鹿沼街道, 姿川橋	A	生物B
鎧 川	能満寺西	A	生物B
新 川	南町西	指定なし	指定なし
武子川	中町橋	A	生物B
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	生物A
鬼怒川	桑島大橋	A	生物A

河川水質（人の健康項目）・地下水水質に係る環境基準

項 目	環 境 基 準	
	河 川 水	地 下 水
カドミウム	0.003(mg/L)以下	0.003(mg/L)以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
六価クロム	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
ヒ素	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
総水銀	0.0005(mg/L)以下	0.0005(mg/L)以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
テトラクロロエチレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
四塩化炭素	0.002(mg/L)以下	0.002(mg/L)以下
ジクロロメタン	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
1,2-ジクロロエタン	0.004(mg/L)以下	0.004(mg/L)以下
1,1,1-トリクロロエタン	1(mg/L)以下	1(mg/L)以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006(mg/L)以下	0.006(mg/L)以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1(mg/L)以下	0.1(mg/L)以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04(mg/L)以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04(mg/L)以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002(mg/L)以下	0.002(mg/L)以下
チウラム	0.006(mg/L)以下	0.006(mg/L)以下
シマジン	0.003(mg/L)以下	0.003(mg/L)以下
チオベンカルブ	0.02(mg/L)以下	0.02(mg/L)以下
ベンゼン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
セレン	0.01(mg/L)以下	0.01(mg/L)以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10(mg/L)以下	10(mg/L)以下
ふっ素	0.8(mg/L)以下	0.8(mg/L)以下
ほう素	1(mg/L)以下	1(mg/L)以下
1,4-ジオキサン	0.05(mg/L)以下	0.05(mg/L)以下
クロロエチレン		0.002(mg/L)以下

※ 「トリクロロエチレン」の環境基準は、「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改正(平成26年11月17日環境省告示第126号, 127号)

※ 「クロロエチレン」は「塩化ビニルモノマー」から名称変更(平成28年3月29日環境省告示第31号)

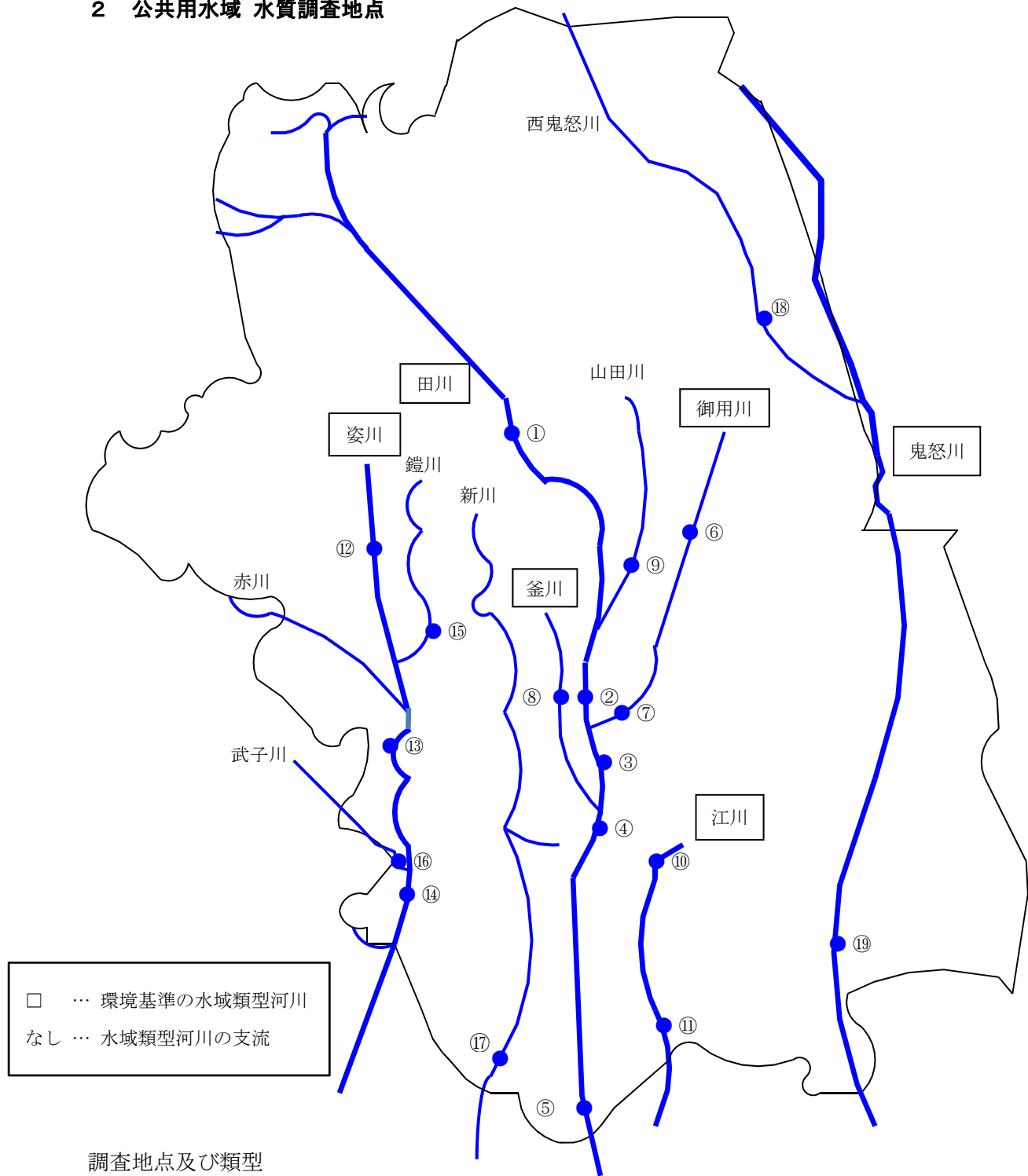
ダイオキシン類に係る環境基準（水質・土壌）

項 目		環 境 基 準
水質	河川	1(pg-TEQ/L)以下
	地下水	
河川底質		150(pg-TEQ/g)以下
土壌		1,000(pg-TEQ/g)以下

※ pg:1pg(ピコグラム) = 1兆分の1(g)

※ TEQ:毒性等量 = ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す。

2 公共用水域 水質調査地点



調査地点及び類型

No.	地点名	類型		No.	地点名	類型		No.	地点名	類型	
①	上の島橋	A	生物 A	⑨	末流	A	生物 A	⑰	南町西	—	—
②	大曽橋			B	生物B	⑩	腰抱地藏前	B	生物B	⑱	西鬼怒川橋
③	宮の橋	B	生物 B			⑪	平塚橋			A	生物B
④	鉄道橋			⑫	こしじ橋						
⑤	孫八橋			⑬	鹿沼街道						
⑥	昭和橋	⑭	姿川橋								
⑦	錦中央公園	⑮	能満寺西								
⑧	つくし橋			⑯	中町橋						

3 公共用水域水質測定結果（生活環境項目）

河川名	地点名	類型	達成期間	pH			BOD			COD			SS			DO			大腸菌数			全窒素			ノニルフェノール			直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩			全窒素			全りん			
				(—)			(mg/L)			(mg/L)			(mg/L)			(mg/L)			(CFU/100mL)			(mg/L)			(mg/L)			(mg/L)			(mg/L)			(mg/L)			
				最小	m/n	平均	最小	m/n	75%値	最小	n	平均	最小	m/n	平均	最小	m/n	平均	最小	m/n	平均	最小	n	平均	最小	m/n	平均	最小	m/n	平均	最小	n	平均	最小	n	平均	
				最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大			
鬼怒川	桑島大橋	A	イ	7.6	0/12	7.9	0.8	0/12	1.2	1.5	12	2.3	1	0/12	3	9.2	0/12	11	9	0/12	41	<0.001	12	0.001						0.67	2	0.75	0.030	2	0.044		
				8.1			1.6			2.9					8			13			250			0.002							0.83			0.058			
	上の島橋	A	イ	7.7	0/12	7.9	0.5	0/12	1.3				<1	0/12	5	8.0	0/12	10	28	—	120	<0.001	12	0.001													
				8.1			1.7					23			13			450			0.001																
		大曾橋	A	イ	7.5	0/12	7.7	<0.5	0/12	1.2	1.9	12	2.6	1	1/12	6	8.4	0/12	10	25	—	150	<0.001	12	0.001	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0/12	0.0009	1.3	2	1.3	0.038	2	0.058
					8.0			1.7			3.5					27			13			610			0.002			<0.00006			0.0043			1.3			0.078
		宮の橋	B	ロ	7.7	0/12	8.0	0.7	0/12	1.6				2	0/12	7	8.3	0/12	10	50	1/12	230	<0.001	12	<0.001												
					8.5			2.0					14			13			1,200			<0.001															
	鉄道橋	B	ロ	7.6	2/12	8.0	0.8	0/12	1.7				2	0/12	6	8.3	0/12	10	31	1/12	260	<0.001	12	0.003													
				8.7			2.2					12			12			1,200			0.009																
	孫八橋	B	ロ	7.4	0/12	7.6	1.4	1/12	2.6				2	0/12	5	7.6	0/12	8.9	29	0/12	170	0.001	12	0.009						3.3	2	5.2	0.29	2	0.55		
				7.7			3.9					9			10			1,000			0.018									7.1			0.81				
	山田川	末流	A	イ	7.4	0/12	7.6	<0.5	0/12	1.0				<1	0/12	3	7.9	0/12	9.9	27	—	160	<0.001	12	0.001					1.0	2	1.2	0.014	2	0.018		
					7.9			1.3					8			11			650			0.003									1.4			0.021			
御用川	昭和橋	C	イ	7.4	0/12	7.6	1.8	5/12	5.2				3	0/12	10	6.6	0/12	8.7	9	—	69	<0.001	12	0.001													
				7.9			6.8					21			11			160			0.002																
	錦中央公園	C	イ	7.5	0/12	7.6	1.3	0/12	3.2	5.7	12	8.0	4	0/12	13	7.6	0/12	9.3	41	—	670	<0.001	12	0.001	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0/12	0.0027	0.80	2	1.2	0.073	2	0.18	
				7.9			4.3			11					21			11			6,700			0.004			<0.00006			0.0056			1.5			0.29	
釜川	つし橋	C	イ	7.6	0/12	7.9	<0.5	0/12	0.9	1.3	12	2.4	1	0/12	6	9.0	0/12	10	75	—	230	<0.001	12	0.001	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0/12	0.0006	1.6	2	1.7	0.021	2	0.024	
				8.2			1.5			4.5					24			12			590			0.001			<0.00006			0.0006			1.8			0.027	
委川	こしじ橋	A	イ	7.3	0/6	7.6	0.7	0/6	1.1				1	0/6	5	7.5	0/6	9.8	85	0/6	140	<0.001	6	0.002													
				7.7			1.3					10			13			200			0.003																
	鹿沼街道	A	イ	7.9	0/6	8.1	0.8	0/6	1.2				5	0/6	11	8.7	0/6	11	46	0/6	79	<0.001	6	0.001													
				8.3			1.2					14			14			140			0.002																
委川橋	A	イ	7.6	0/6	7.8	0.7	0/6	1.4				1	0/6	5	9.0	0/6	11	20	0/6	67	<0.001	6	0.002							1.6	2	1.8	0.037	2	0.043		
			8.0			1.4					7			14			110			0.006											2.0			0.048			
鉦川	能満寺西	A	イ	7.5	0/6	7.8	0.7	0/6	1.1				2	0/6	12	8.3	0/6	10	83	1/6	160	<0.001	6	0.001						1.4	2	1.5	0.042	2	0.047		
				8.1			1.2					19			13			420			0.001											1.6			0.052		
武子川	中町橋	A	イ	7.3	0/6	7.6	1.2	0/6	1.4				1	0/6	2	8.3	0/6	10	56	1/6	140	0.002	6	0.005						2.4	2	3.1	0.074	2	0.082		
				7.8			1.5					3			13			430			0.009											3.8			0.089		
	南町西	—	—	7.5	—	7.8	0.8	—	1.3				1	—	5	8.7	—	10	350	—	1,900	<0.001	6	0.002						1.7	2	2.1	0.030	2	0.038		
				8.1			1.4					11			13			8,700			0.003											2.4			0.046		
江川	腰抱地蔵前	B	イ	7.7	1/6	8.3	0.9	0/6	1.6				2	0/6	4	8.5	0/6	10	100	—	370	<0.001	6	0.005													
				9.1			2.1					7			13			1,000			0.014																
平塚橋	B	イ	7.6	0/6	8.0	<0.5	0/6	1.3				1	0/6	6	9.9	0/6	11	16	—	73	<0.001	6	0.003							1.5	2	1.8	0.068	2	0.099		
			8.5			1.9					10			15			310			0.009											2.0			0.13			
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	7.3	0/12	7.6	<0.5	0/12	1.1	1.5	12	2.3	<1	0/12	4	9.0	0/12	11	6	—	47	<0.001	12	0.002	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0/12	0.0006	0.49	2	0.56	0.025	2	0.041	
				8.2			1.5			2.7					7			14			140			0.005			<0.00006			0.0006			0.63			0.057	

※ 類型:各水域ごとに定められた生活環境の保全に関する環境基準(赤川, 新川は適用なし)

※ C類型においては, 大腸菌群数に係る環境基準の設定なし

※ 達成期間:イ(直ちに達成), ロ(5年以内で可及的速やかに達成)

※ m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数

※ 平均:年平均値

※ 75%値:年間調査結果の75%の値

※ 全窒素, 全りん:環境基準は湖沼等が対象

4 公共用水域水質測定結果（健康項目）

次ページにつづく

河川名	地点名	類型	達成期間	カドミウム		全シアン※2		鉛		六価クロム		ひ素		総水銀		アルキル水銀※3		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
				m/n※1	平均値	m/n※1	最大値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値	m/n※1	平均値
鬼怒川	桑島大橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.001	0/2	<0.0005			0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
田川	大曾橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/2	<0.0005			0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
御用川	錦中央公園	C	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.001	0/2	<0.0005			0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
釜川	つくし橋	C	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	<0.001	0/2	<0.0005			0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	0/2	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.01	0/2	0.001	0/2	<0.0005			0/1	<0.0005	0/1	<0.002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0004	0/1	<0.01	0/1	<0.004

※1 m:環境基準値を超えた回数, n:調査実施回数 / ※2 全シアンは、急性毒性を考慮して最高値で評価する。 / ※3 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に調査する。

単位: (mg/L)

1,1,1-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロプロペン		テウラム		シマジン		チオベンカルブ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素		1,4-ジオキサン	
m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値	m/n ※1	平均 値
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.58	0/2	<0.08	0/2	0.05	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.95	0/2	0.11	0/2	0.03	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.71	0/2	0.11	0/2	0.20	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	1.5	0/2	0.10	0/2	0.01	0/2	<0.005
0/1	<0.0005	0/1	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.002	0/1	<0.001	0/1	<0.001	0/2	0.44	0/2	0.12	0/2	0.04	0/2	<0.005

5 公共用水域水質測定結果（特殊項目）

単位: (mg/L)

河川名	地点名	河川 類型	達成 期間	n-ヘキサン抽出物質 【0.5】			フェノール類 【0.01】			銅 【0.01】			溶解性鉄 【0.1】			溶解性マンガン 【0.01】			クロム 【0.01】			アンモニア性窒素 【0.02】			界面活性剤 【0.01】		
				最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均	最小	k/n	平均
				最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大			最大		
田川	大曾橋	A	イ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.02	1/2	0.06	0.01	2/2	0.02
				<0.5			<0.01			<0.01			<0.1			<0.01			<0.01			0.09			0.03		
	孫八橋	B	ロ																						0.04	2/2	0.07
																									0.09		
山田川	末流	A	イ																						0.01	2/2	0.02
																									0.03		
御用川	錦中央公園	C	イ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.02	1/2	0.04	0.05	2/2	0.07
				<0.5			<0.01			<0.01			<0.1			<0.01			<0.01			0.05			0.08		
釜川	つくし橋	C	イ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.02	1/2	0.04	0.01	2/2	0.02
				<0.5			<0.01			<0.01			<0.1			<0.01			<0.01			0.05			0.02		
姿川	姿川橋	A	イ																						0.02	2/2	0.03
																									0.04		
鎧川	能満寺西	A	イ																						0.02	2/2	0.02
																									0.02		
新川	南町西	-	-																						0.02	2/2	0.03
																									0.03		
江川	平塚橋	B	イ																						0.04	2/2	0.06
																									0.07		
西鬼怒川	西鬼怒川橋	A	イ	<0.5	0/2	<0.5	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.1	0/2	<0.1	<0.01	1/2	0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.02	0/2	<0.02	0.01	2/2	0.02
				<0.5			<0.01			<0.01			<0.1			0.01			<0.01			<0.02			0.02		
武子川	中町橋	A	イ																						0.03	2/2	0.06
																									0.09		

※ 特殊項目等は、環境基準や指針値なし
※ []:下限値

※ k:結果が定量下限値以上の回数, n:年間調査回数
※ ND:測定下限値未満

6 公共用水域水質測定結果（要監視項目）

単位: (mg/L)

物質名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	指針値（＊）
	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	田川 御用川 釜川 西鬼怒川	
	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	錦中央公園 大曾橋 つくし橋 西鬼怒川橋	
クロホルム	<0.006	<0.006	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.006	-	<0.006	-	-	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-	0.04 以下
1, 2-ジクロロプロパン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	-	-	-	-	0.06 以下
P-ジクロロベンゼン	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	-	-	-	0.2 以下
イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	-	-	-	-	0.008 以下
ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	0.005 以下
フェントロチオン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	0.003 以下
イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-	0.04 以下
オキシシン銅	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-	0.04 以下
クロタタロニル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	-	0.05 以下
プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	-	-	-	-	0.008 以下
EPN	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
ジクロロボス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	-	-	-	-	0.008 以下
フェノバルブ	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	-	-	-	0.03 以下
イブプロベンホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	-	-	-	-	0.008 以下
クロルニトロフェン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-
トルエン	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	-	-	-	-	0.6 以下
キシレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	-	-	-	-	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	-	-	-	-	0.06 以下
ニッケル	※3	※4	※5	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	-	-	-	-	0.07 以下
アンチモン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	-	0.02 以下
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	0.002 以下
エビクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	-	-	-	-	0.0004 以下
全マンガン	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下
ウラン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	0.002 以下
フェノール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.01	-	-	0.01 以下
ホルムアルデヒド	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	-	<0.03	-	-	1 以下
4-オクチルフェノール	-	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	※6	※7	<0.00003	<0.00003	0.001 以下
アニリン	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
2,4-ジクロロフェノール	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03 以下

※1 田川<0.001, 御用川0.001, 釜川0.001, 西鬼怒川<0.001

※3 田川<0.001, 御用川0.001, 釜川0.001, 西鬼怒川<0.001

※4 田川<0.001, 御用川0.001, 釜川<0.001, 西鬼怒川0.001

※6 田川<0.00003, 御用川0.00008, 釜川<0.00003, 西鬼怒川<0.00003

※7 田川<0.00003, 御用川0.00006, 釜川<0.00003, 西鬼怒川<0.00003

＊ 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成5年3月8日 環水管21号)」,
「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知) (平成16年3月31日 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)」及び
「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知) (平成25 年3月27日 環水大発第1303272 号)」
なお, 年度によって報告下限値が異なる場合, 指針値の改正によるもの。

7 地下水水質測定結果（概況調査）

単位:(mg/L)

項 目	高松町	宝木町2丁目	板戸町	下砥上町	上籠谷町	環 境 基 準
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
鉛	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01以下
ひ素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0012	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.9	3.7	4.9	3.4	2.5	10以下
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	0.24	<0.08	0.8以下
ほう素	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.02	1以下
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

※ 環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号, 最終改正 平成28年3月29日環境省告示第31号)

※ 令和4年度から, 市域を10km×10kmの区画(大メッシュ)で分割し, 各大メッシュを4等分した5km×5kmの区画(小メッシュ)について, 4年ローテーションで調査。なお, ローテーションにより市域外となった小メッシュは市調査の対象外となる。

※ 調査項目の「クロロエチレン」は「塩化ビニルモノマー」から名称変更(平成28年3月29日環境省告示第31号)

8 地下水水質測定結果（定期モニタリング調査）

单位: (mg/L)

[illegible]

番号	地区	調査地点	項目																					環境基準	
				H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4			
				6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月	6月	1月		
13	上龍谷	上龍谷町地内	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	13	14	13	6.0	5.8	4.9	5.0	5.1	—	5.5	—	3.1	—	4.8	—	2.7	—	11	—	10	
14		〃		3.9	3.6	3.6	3.6	3.5	3.1	3.4	3.3	4.7	—	4.6	—	4.7	—	4.2	—	4.0	—	—	—		
15		不動前2丁目地内	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	
			トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
			1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	
			1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	
			クロロエチレン	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
16	不動前・西原	川田町地内	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	
			トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
			1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	
			1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	
			クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
17		〃	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	
			トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
			1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	
			1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	
			クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
18		下岡本町地内	テトラクロロエチレン	0.015	0.018	0.098	0.02	0.0052	0.022	0.010	0.012	0.0086	0.012	0.0098	0.0079	0.0062	0.014	0.017	0.0054	0.0052	0.0099	0.0033	0.0066	0.01	
			トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
			1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
			1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
			クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
19	同本	〃	テトラクロロエチレン	0.002	0.0029	0.004	0.0045	0.0062	0.0060	0.0058	0.0059	0.0064	0.0057	0.0053	0.0045	0.0046	0.0037	0.0034	0.0030	0.0035	0.0023	0.0023	0.0020	0.01	
			トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
			1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
			1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
			クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
20		〃	テトラクロロエチレン	0.0011	0.0013	0.001	0.001	0.0008	0.0009	0.0005	0.0006	0.0006	0.0009	0.0006	0.0008	0.0006	0.0009	<0.0005	0.0009	0.0005	0.0006	<0.0005	0.0009	0.01	
			トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
			1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
			1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
21	真・宮都	水室町地内	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	16	13	13	13	13	13	12	12	—	12	—	12	—	11	—	12	—	11	—	10	
			下荒針町地内	15	16	10	20	22	20	23	20	21	—	22	—	21	—	19	—	15	—	19	—	10	
			上欠町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
			田野町地内	0.013	0.009	0.042	0.025	0.10	0.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01
24	町・野	〃	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01		
若松原地区		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	—	11	—	10	—	10	
26	若松原	五代地区	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.4	—	3.6	—	4.0	—	10	
長岡町地内		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.7	—	5.8	—	5.0	—	10	
28	長岡町	〃	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.0	—	2.8	—	2.5	—	10	

※ モニタリング調査:汚染が判明した地点で年2回(夏・冬)調査

※ 環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年3月13日環境庁告示第10号, 最終改正 平成28年3月29日環境省告示第31号)

※ 調査項目の「1,2-ジクロロエチレン」は「シス-1,2-ジクロロエチレン」から変更(平成21年11月30日環境省告示第79号)

※ 調査項目の「クロロエチレン」は「塩化ビニルモノマー」から名称変更(平成28年3月29日環境省告示第31号)

9 ゴルフ場の農薬使用に伴う水質測定調査結果

次ページにつづく

分析項目		A ゴルフ場	B ゴルフ場		C ゴルフ場		D ゴルフ場
		排水水	排水水	地下水	排水水	地下水	排水水
殺虫剤	E P N						
	アセタミプリド	<0.00025	<0.00025	<0.00025	<0.00025	<0.00025	<0.00025
	イソキサチオン	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010
	イミダクロプリド	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019
	クロチアニジン	<0.00028	<0.00028	<0.00028	<0.00028	<0.00028	0.00038
	クロラントラニプロール	<0.00029					
	クロルフルアズロン						
	シクラニプロール						
	ジノテフラン	<0.0012	<0.0012	<0.0012	<0.0012	<0.0012	<0.0012
	ダイアジノン	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010
	チアクロプリド	<0.00036	<0.00036	<0.00036	<0.00036	<0.00036	<0.00036
	チアメトキサム	<0.00035	<0.00035	<0.00035	<0.00035	<0.00035	<0.00035
	チオジカルブ				<0.00027	<0.00027	<0.00027
	ニテンピラム	<0.0011	<0.0011	<0.0011	<0.0011	<0.0011	<0.0011
	フェニトロチオン (M E P)	<0.00014	<0.00014	<0.00014	<0.00014	<0.00014	<0.00014
	フェノブカルブ	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019
	フルベンジアミド						
殺菌剤	アゾキシストロビン	<0.0028			<0.0028	<0.0028	<0.0028
	イソプロチオラン	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026	<0.026
	イプロベンホス又は I B P	<0.0093	<0.0093	<0.0093	<0.0093	<0.0093	<0.0093
	オキシ銅 (有機銅)	0.00028	0.00027	<0.00018	<0.00018	<0.00018	<0.00018
	クロロタロニル (T P N)	<0.00080	<0.00080	<0.00080	<0.00080	<0.00080	<0.00080
	チウラム (チラム)	<0.0010	<0.0010	<0.0010	<0.0010	<0.0010	<0.0010
	テブコナゾール						
	ペンシクロン	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	
	メプロニル						
除草剤等	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10
	ジチオビル						
	シマジン (C A T)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	トリクロピルトリエチルアンモニウム						
	プロピザミド	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050
	メコプロップカリウム塩、 メコプロップジメチルアミン塩、 メコプロップPイソプロピルアミン塩及び メコプロップPカリウム塩		<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047

※ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る暫定指導指針」(平成29年3月9日
環水大土発第1703091号 環境庁水・大気環境局長通知)に基づく指針値

注1 メコプロップカリウム塩 (MCP Pカリウム塩), メコプロップジメチルアミン塩 (MCP Pジメチルアミン塩), メコプロップPイソ
プロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩トリウム塩

単位：(mg/L)

E ゴルフ場		F ゴルフ場	G ゴルフ場		H ゴルフ場	I ゴルフ場	水濁指針値※	水産指針値※
排水	地下水	排水	排水	地下水	排水	排水		
							0.037	0.0005
<0.00025	<0.00025	<0.00025	<0.00025	<0.00025	<0.00025	<0.00025	1.8	0.025
<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	0.05	0.0002
<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	1.5	0.019
<0.00028	<0.00028	<0.00028	<0.00028	<0.00028	<0.00028	0.00089	2.5	0.028
<0.00029	<0.00029						6.9	0.029
							0.87	0.00029
							0.31	0.077
<0.0012	<0.0012	<0.0012	<0.0012	<0.0012	<0.0012	<0.0012	5.8	0.12
<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	0.02	0.00077
<0.00036	<0.00036	<0.00036	<0.00036	<0.00036	<0.00036	<0.00036	0.31	0.036
<0.00035	<0.00035	<0.00035	<0.00035	<0.00035	<0.00035	<0.00035	0.47	0.035
					<0.00027	<0.00027	0.8	0.027
<0.0011	<0.0011	<0.0011	<0.0011	<0.0011	<0.0011	<0.0011	14	0.11
<0.00014	<0.00014	<0.00014	<0.00014	<0.00014	<0.00014	<0.00014	0.13	-
<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	<0.00019	0.34	0.019
							0.45	0.058
<0.0028	<0.0028	<0.0028			<0.0028	<0.0028	4.7	0.28
<0.026	<0.026	<0.026	<0.0093	<0.0093	<0.026	<0.026	2.6	9.2
<0.0093	<0.0093	<0.0093	<0.0093	<0.0093	<0.0093	<0.0093	0.93	2.7
0.00028	<0.00018	0.00027	<0.00018	<0.00018	<0.00018	<0.00028	0.2	0.018
<0.00080	<0.00080	<0.00080	<0.00080	<0.00080	<0.00080	<0.00080	0.47	0.08
<0.0010	<0.0010	<0.0010	<0.0010	<0.0010	<0.0010	<0.0010	0.2	0.1
						<0.0077	0.77	2.6
<0.010	<0.010					<0.010	1.4	1
			<0.01	<0.01			1.0	4.2
<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	10	90
		<0.00095					0.095	0.56
<0.0003	<0.0003	0.0004	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03	1.7
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2	0.26
							0.06	86
<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	<0.0050	0.5	4.7
<0.0047	<0.0047		<0.0047	<0.0047	<0.0047	<0.0047	0.47	81

10-1 水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置状況

業 種	排 水 量			合 計
	50(m ³ /日)以上	30～50(m ³ /日)	30(m ³ /日)未満	
鉱業、水洗炭業				0
畜産農業(※)	1	2	195	198
畜産食料品製造業	1		5	6
水産食料品製造業			2	2
保存食料品製造業	3		18	21
みそ、しょう油等の製造業			5	5
パン菓子製造業			2	2
米菓、こうじ製造業	1		16	17
飲料製造業	1		9	10
動物系飼料、有機質肥料製造業			2	2
動植物油脂製造業			1	1
めん類製造業	1		4	5
豆腐、煮豆製造業	1		9	10
冷凍調理食品製造業	1		1	2
たばこ製造業			1	1
繊維製品製造業	1		2	3
木材薬品処理業			1	1
パルプ、紙、紙加工品製造業	1			1
新聞、出版印刷業			7	7
合成樹脂製造業			1	1
写真感光材料製造業			1	1
有機化学工業製品製造業	1		1	2
医薬品製造業			2	2
農薬製造業			1	1
自動車タイヤ、工業ゴム製品等製造業			1	1
ガラス製品製造業			6	6
セメント製品製造業	1		11	12
生コンクリート製造業			13	13
窯業原料精製業			1	1
砕石業			3	3
砂利採取業			6	6
鉄鋼業			3	3
非鉄金属製造業	3		4	7
金属製品製造業			24	24
空きびん卸売業			2	2
水道施設	1			1
酸又はアルカリによる表面処理施設	10	2	33	45
電気めっき施設	1	1	6	8
旅館業	4	1	67	72
共同調理場に設置される厨房施設			1	1
弁当製造業	1			1
飲食店(食堂・レストラン)			13	13
飲食店(そば、うどん、すし、喫茶店)			2	2
洗濯業		1	95	96
写真現像業			10	10
病院	1			1
中央卸売市場			1	1
自動車分解整備事業			4	4
自動式車両洗浄施設			195	195
試験研究機関			22	22
一般廃棄物処理施設			1	1
産業廃棄物処理施設	1		1	2
トリクロロエチレン等による洗浄施設			5	5
トリクロロエチレン等による蒸留施設			1	1
し尿処理施設	28	2	13	43
下水道終末処理場	5			5
共同処理施設	1	1	1	3
合 計	70	10	831	911

※ 畜産農業は、左より、50(m³/日)以上、15(m³/日)以上50(m³/日)未満、15(m³/日)未満

10-2 水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の設置状況

	設置数
有害物質貯蔵指定施設	20

1 1 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設の設置状況

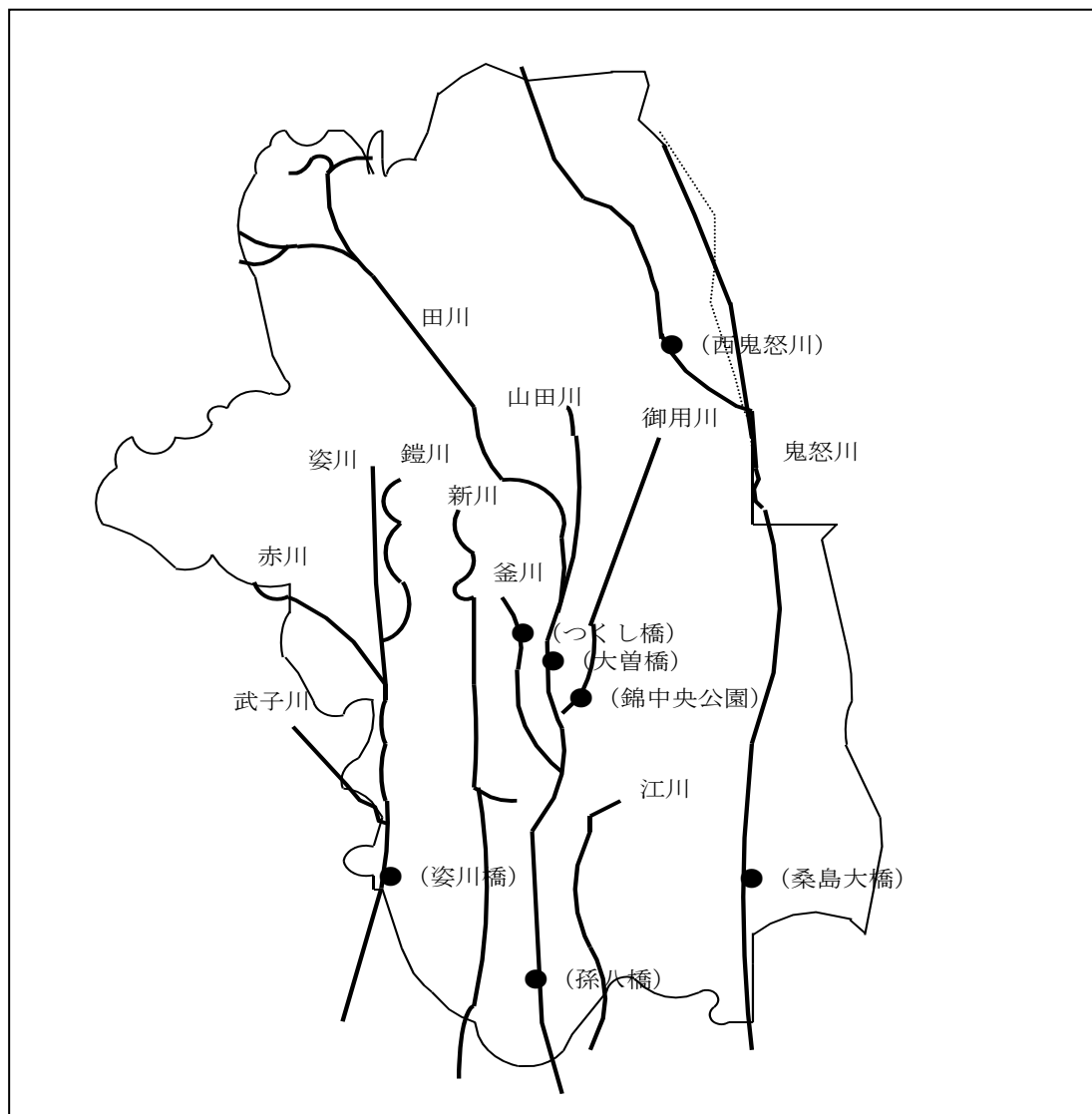
特 定 施 設	届 出 事 業 場 数		
	排 水 量 (m ³ /日)		合 計
	30以上	30未満	
工場又は事業場の用にひろく供する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、湿式脱臭施設、塗装水洗ブース	0	13	13
カレー粉、パン、菓子又は麦芽の製造の用に供する原料処理施設	0	21	21
段ボール製造の用に供する貼合施設	0	2	2
プラスチック製品の製造の用に供する成形施設	0	4	4
石材の加工の用に供する研磨施設、湿式切断施設	0	13	13
畜産食料品又は飲料の製造の用に供する混合施設、充てん施設	2	0	2
医薬品又は農薬の製造の用に供する混合施設、充てん施設	0	1	1
化粧品、歯みがきその他の化粧用調整品の製造の用に供する混合施設、充てん施設	1	0	1
金属製品の製造の用に供する鋳造施設、研磨施設	0	3	3
非鉄金属製品の製造の用に供する圧延施設	0	2	2
納豆製造業の用に供する原料処理施設、湯煮施設	2	1	3
合 計	5	60	65

1 2 水質汚濁防止法等に基づく立入検査結果

区 分	立入検査 件 数	分析結果		指導等件数		
		適合	不適合	指導	改善警告	改善命令
電気メッキ	6	3	0	0	0	0
表面処理	16	13	0	0	0	0
し尿処理等	11	11	0	0	0	0
畜 房	2	2	1	1	1	0
食 品	10	10	2	2	2	0
生 コ ン	1	1	0	0	0	0
クリーニング	7	1	0	0	0	0
そ の 他	24	11	0	0	0	0
条例（※）	4	4	0	0	0	0
合 計	81	56	3	3	3	0

※ 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づく汚水に係る特定施設

1 3 - 1 ダイオキシン類環境調査地点（河川水質，河川底質）



1 3 - 2 ダイオキシン類の経年変化（河川水質，河川底質）

河川水質

単位:(pg-TEQ/L)

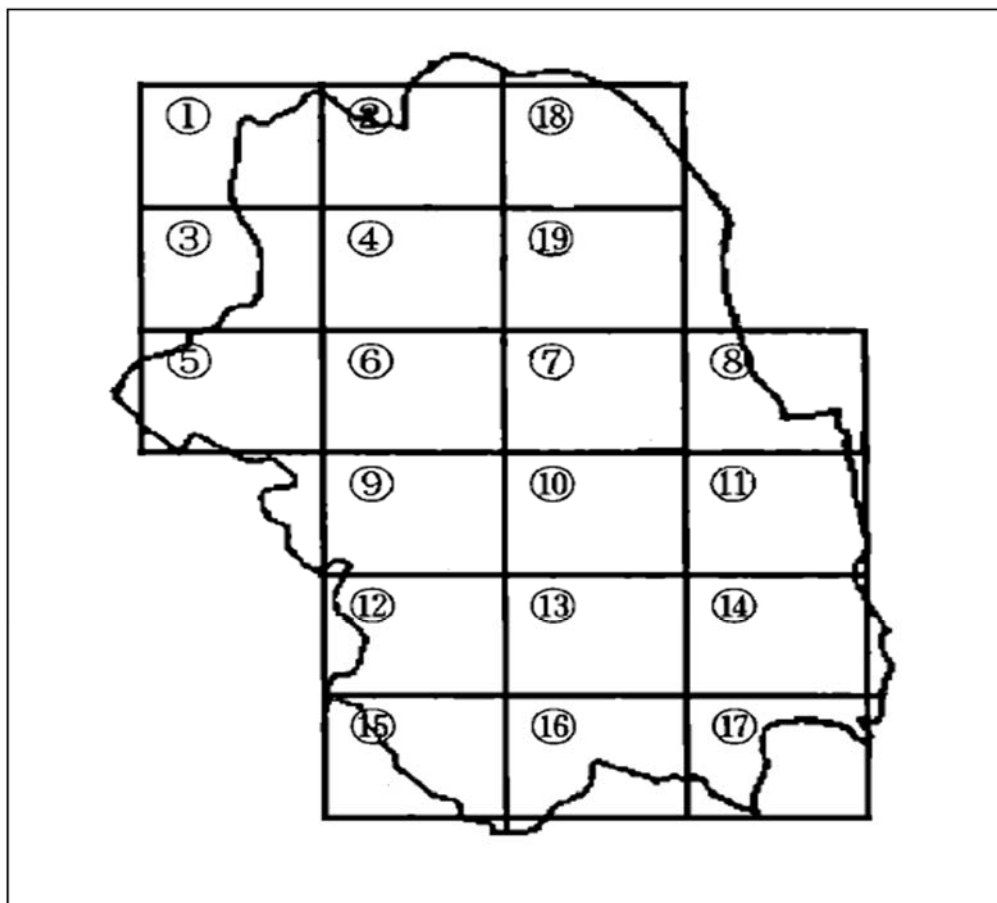
河川名	地点名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	環境基準
田 川	孫八橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	大曾橋	0.053	0.047	0.045	0.069	0.050	0.066	0.050	0.050	0.32	0.048	
御用川	錦中央公園	0.15	0.16	0.18	0.33	0.16	0.048	0.055	0.084	0.15	0.11	
釜川	つくし橋	0.083	0.097	0.077	0.077	0.078	0.047	0.20	0.070	0.071	0.053	
姿 川	姿川橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西鬼怒川	西鬼怒橋	0.045	0.046	0.044	0.065	0.042	0.052	0.049	0.18	0.055	0.048	
鬼怒川	桑島大橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

河川底質

単位:(pg-TEQ/g)

河川名	地点名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	環境基準
田 川	孫八橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150
	大曾橋	0.13	0.22	0.12	0.13	0.12	0.093	2.4	0.097	0.92	0.21	
御用川	錦中央公園	0.31	1.1	0.25	0.39	0.56	1.2	0.76	0.81	0.91	4.3	
釜川	つくし橋	1.2	1.3	0.46	1.2	0.79	0.92	3.0	0.50	2.5	0.60	
姿 川	姿川橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西鬼怒川	西鬼怒橋	0.15	0.14	0.12	0.13	0.21	1.6	1.8	0.096	0.88	1.6	
鬼怒川	桑島大橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

13-3 ダイオキシン類環境調査地点（地下水，土壌）



13-4 ダイオキシン類の経年変化（地下水）

単位: (pg-TEQ/L)

メッシュ	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	環境基準
①	-	-	-	-	-	0.043	-	-	-	0.045	1
②	-	-	-	-	-	0.043	-	-	-	0.065	
③	-	-	-	-	0.04	-	-	-	-	-	
④	-	-	-	-	-	0.043	-	-	-	0.044	
⑤	-	-	-	-	0.057	-	-	-	-	-	
⑥	0.042	-	-	-	0.04	-	-	-	-	-	
⑦	-	-	0.042	-	-	-	-	0.044	-	-	
⑧	-	-	0.042	-	-	-	-	0.044	-	-	
⑨	0.042	-	-	-	0.04	-	-	-	-	-	
⑩	0.042	-	-	-	0.04	-	-	-	-	-	
⑪	-	-	0.042	-	-	-	-	0.044	-	-	
⑫	0.042	-	-	0.062	-	-	-	-	0.048	-	
⑬	-	-	-	0.062	-	-	-	-	0.042	-	
⑭	-	-	0.042	-	-	-	-	0.043	-	-	
⑮	0.042	-	-	0.062	-	-	-	-	0.041	-	
⑯	-	-	-	0.062	-	-	-	-	0.042	-	
⑰	-	-	-	0.062	-	-	-	-	0.042	-	
⑱	-	-	-	-	-	0.043	-	-	-	0.044	
⑲	0.042	-	-	-	-	0.043	-	-	-	0.045	

13-5 ダイオキシン類の経年変化（土壌）

単位:(pg-TEQ/g)

単位: (μg-TEQ/g)

メッシュ	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	環境基準
①	-	-	-	-	-	0.83	—	—	—	2.5	1,000
②	-	-	-	-	-	2.3	—	—	—	0.073	
③	-	-	-	-	2.5	—	—	—	—	—	
④	-	-	-	-	-	7.9	—	—	—	0.30	
⑤	-	-	-	-	1.6	—	—	—	—	—	
⑥	1.9	-	-	-	0.69	—	—	—	—	—	
⑦	-	-	14	-	-	—	—	11	—	—	
⑧	-	-	0.74	-	-	—	—	1.1	—	—	
⑨	0.027	-	-	-	0.029	—	—	—	—	—	
⑩	11	-	-	-	10	—	—	—	—	—	
⑪	-	-	44	-	-	—	—	32	—	—	
⑫	3.1	-	-	2.8	-	—	—	—	4.2	—	
⑬	-	-	-	1.5	-	—	—	—	17	—	
⑭	-	-	4.6	-	-	—	—	3.0	—	—	
⑮	0.040	-	-	0.047	-	—	—	—	0.022	—	
⑯	-	-	-	3.4	-	—	—	—	6.2	—	
⑰	-	-	-	3.4	-	—	—	—	3.9	—	
⑱	-	-	-	-	-	2.1	—	—	—	0.17	
⑲	5.5	-	—	—	—	4.6	—	—	—	5.8	
発生源 周辺調査	H26				R1						
	A. 氷室町地内			2.9	A. 平出工業団地内			9.1			
	B. 氷室町地内			6.2	B. 平出工業団地内			11			
	C. 氷室町地内			9.4	C. 平出工業団地内			7.7			
	D. 氷室町地内			8.1	D. 御幸本町地内			1.4			
	E. 氷室町地内			0.048	E. 越戸3丁目地内			0.46			
	F. 氷室町地内			3.2	F. 平出工業団地内			13			
	G. 清原台6丁目地内			0.82	G. 泉が丘2丁目地内			3.7			
	H. 清原台4丁目地内			0.024	H. 陽東6丁目地内			0.012			
	I. 鑑山町地内			0.025	I. 平出町地内			8.1			

※19メッシュを4年ローテーションで調査

【参考】全国のダイオキシン類に係る環境調査結果（令和3年度）

環境媒体	調査地点数	環境基準超過地点数	平均値	
公共用水域水質	1,382	27 (2.0%)	0.18	(pg-TEQ/L)
公共用水域底質	1,147	4 (0.3%)	5.9	(pg-TEQ/g)
地下水質	467	0 (0.0%)	0.053	(pg-TEQ/L)
土壌	760	0 (0.0%)	3.4	(pg-TEQ/g)

※ pg (ピコグラム) = 1 兆分の 1 (g)

※ TEQ = 毒性等量。ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す。

14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（水質基準適用施設）

特 定 施 設		施設数
(15)廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設	12
	灰の貯留施設	3
(18)下水道終末処理施設		1
(19)水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		0
合 計		16
工場・事業場数		6

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

15 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査結果（水質基準適用施設）

区分	立入検査件数	分析結果		指導内容							
		適合	不適合	排出・管理基準遵守	自主分析実施	申請届出	施設等点検・管理	処理施設等設置・改善	管理組織体制	記録整備	その他
水質基準適用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

16 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に係る自主測定結果（水質基準適用施設）

工場・事業場名		特定施設種類	廃棄物焼却炉		使用の状況			測定結果			
			焼却能力(t/h)	日焼却量(t/日)	1日当使用時間	使用時間間隔	月使用日数(日/月)	日排水量(m3/日)	試料採取日	排水濃度(μg-TEQ/L)	適用基準
1	宇都宮市川田水再生センター	廃棄物焼却炉からの廃ガス洗浄施設	休止中								10
2	宇都宮市東横田清掃工場	灰貯留施設からの汚水処理施設	廃止								10
3	宇都宮市河内水再生センター	下水道終末処理施設	-	-	24	0	30	8,306	R4.11.2	0.000036	10

3. その他生活環境関係

1 騒音，振動，悪臭に係る環境基準等

騒音に係る環境基準

地域類型	基準値	
	昼間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
AA	50(dB)以下	40(dB)以下
A及びB	55(dB)以下	45(dB)以下
C	60(dB)以下	50(dB)以下

(注) AAをあてはめる地域は、栃木県にはない。

新幹線騒音に係る環境基準

地域類型	基準値	指定区域	指定から除外する区域
I	70(dB) 以下	軌道中心線 から300(m) 以内の区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の定めのない地域
II	75(dB) 以下	同上	・線路が堀割で、沿線の住居に及ぼす騒音レベルが環境基準以下になる区域 ・工業専用地域、河川の地域 ・用途地域の定めのない地域で、かつ住居が存在しない区間が1,000(m)に及ぶ山林、原野、農業用地等 ・トンネルの出入口から中央部方向へ150(m)以上の区域

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (WECPNL) ※ 平成24年度まで	基準値 (Lden) ※ 平成25年度から
I (専ら住居の用に供される地域)	70 (-) 以下 単位なし	デシベル 57 (dB) 以下
II (I 以外の生活を保全する必要がある地域)	75 (-) 以下 単位なし	デシベル 62 (dB) 以下

※ 栃木県は地域類型のあてはめを行っていない。

悪臭防止法に係る規制基準

規制地域	規制基準(臭気指数)
都市計画法第8条に基づく用途地域	15

2 騒音に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況

騒音に係る特定施設の設置状況

特定施設の種類	騒音規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
	施設数	施設数
金属加工機械	309	2,510
空気圧縮機及び送風機	1,807	2,798
土石用破碎機等	17	130
織機	0	7
建設用資材製造機械	2	19
穀物用製粉機	26	12
木材加工機械	129	121
抄紙機	12	4
印刷機械	430	72
合成樹脂用射出成形機	132	224
鋳物造型機	2	12
クーリングタワー	-	999
合 計	2,866	6,908
工場・事業場数	483	701

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

騒音に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	騒音規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
くい打ち機 等	6	0
さく岩機 等	22	2
空気圧縮機 等	1	0
コンクリートプラント アスファルトプラント	0	0
バックホウ	21	14
トラクターショベル	0	2
ブルドーザー	0	6
合 計	50	24

3 振動に係る特定施設の設置状況及び特定建設作業の状況

振動に係る特定施設の設置状況

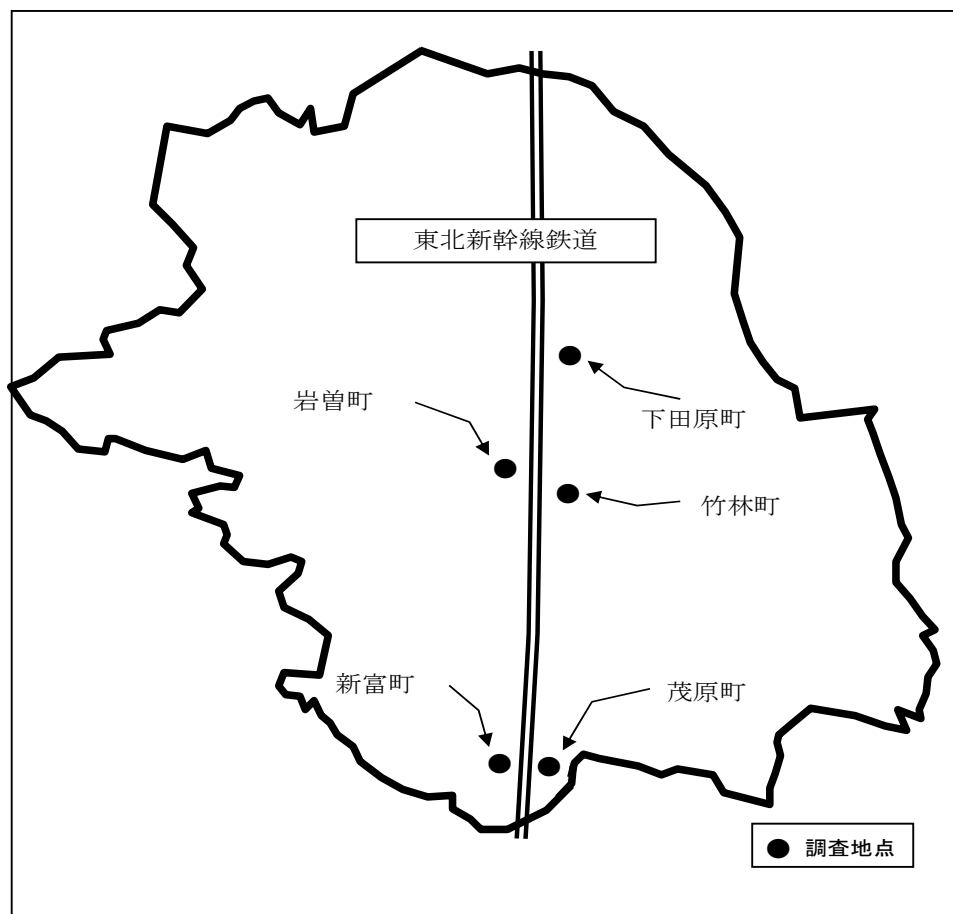
特定施設の種類	振動規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
	施設数	施設数
金属加工機械	509	1,111
圧縮機	377	803
土石用破砕機等	19	136
織機	1	7
コンクリートブロックマシーン等	0	14
木材加工機械	12	6
印刷機械	111	35
ロール機	0	9
合成樹脂用射出成形機	148	194
鋳物造型機	2	17
合 計	1,179	2,332
工場・事業場数	206	241

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

振動に係る特定建設作業の状況

特定建設作業の種類	振動規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
くい打ち機 等	4	0
舗装版破砕機 等	1	0
ブレーカー	35	6
合 計	40	6

4-1 東北新幹線騒音振動調査地点



4-2 東北新幹線騒音の経年変化

デシベル
単位:(dB)

年 度		地域類型	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準
調査地点 (地域類型)	岩曽町	I	74	—	73	—	74	—	73	—	73	—	70以下
	竹林町	I	75	—	75	—	74	—	71	—	71	—	
	新富町	I	—	70	—	70	—	71	—	72	—	74	
	茂原町	I	—	72	—	69	—	70	—	70	—	73	
	下田原町	I	73	74	74	72	73	73	72	72	72	74	

※ dB(デシベル) 騒音や振動の大きさを表す単位。

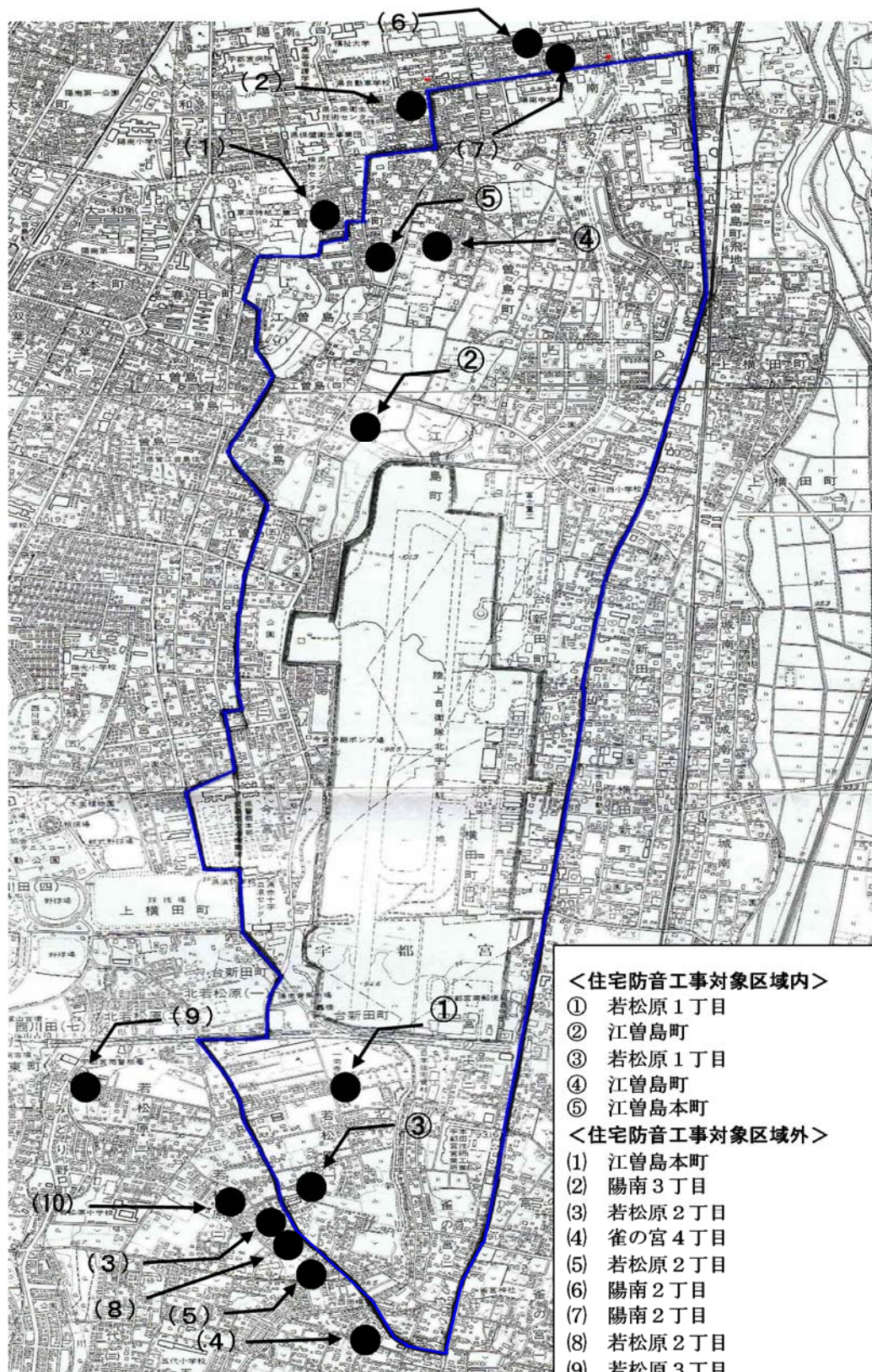
4-3 東北新幹線振動の経年変化

デシベル
単位:(dB)

年 度		地域類型	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	勧告指針値
調査地点 (地域類型)	岩曽町	I	56	—	55	—	57	—	58	—	55	—	70以下
	竹林町	I	53	—	53	—	53	—	51	—	55	—	
	新富町	I	—	52	—	53	—	53	—	51	—	51	
	茂原町	I	—	53	—	50	—	50	—	52	—	53	
	下田原町	I	60	59	59	54	55	54	55	55	53	53	

※ dB(デシベル) 騒音や振動の大きさを表す単位。

5-1 航空機騒音測定地点



<住宅防音工事対象区域内>

- ① 若松原 1 丁目
- ② 江曾島町
- ③ 若松原 1 丁目
- ④ 江曾島町
- ⑤ 江曾島本町

<住宅防音工事対象区域外>

- (1) 江曾島本町
- (2) 陽南 3 丁目
- (3) 若松原 2 丁目
- (4) 雀の宮 4 丁目
- (5) 若松原 2 丁目
- (6) 陽南 2 丁目
- (7) 陽南 2 丁目
- (8) 若松原 2 丁目
- (9) 若松原 3 丁目
- (10) 若松原 2 丁目

5-2 航空機騒音の経年変化

			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
住宅防音工事 対象区域内	①	若松原 1丁目	56.1	56.2	56.6	56.5	56.2	56.1	56.5	56.2	55.6	55.5
	②	江曾島町	56.3	56.1	55.5	55.4	55.1	55.4	55.7	55.2	54.7	54.7
	③	若松原 1丁目	53.2	53.5	54.0	53.4	52.4	53.0	52.7	52.6	51.1	51.1
	④	江曾島町	53.9	54.4	55.6	53.6	51.8	-	-	-	-	-
	⑤	江曾島 本町	-	-	-	-	52.3	51.8	54.6	51.6	51.3	49.5
住宅防音工事 対象区域外	(1)	江曾島 本町	48.6	47.6	51.9	51.2	57.4	48.3	51.0	51.6	50.6	49.5
	(2)	陽南 3丁目	54.4	46.2	54.1	56.6	50.6	47.3	49.7	54.4	45.7	39.1
	(3)	若松原 2丁目	50.1	46.5	52.1	54.0	51.7	-	-	-	-	-
	(4)	雀の宮 4丁目	52.0	53.5	53.0	51.3	51.2	52.0	51.8	51.3	51.5	52.8
	(5)	若松原 2丁目	50.9	51.4	53.7	52.6	53.0	50.9	49.7	52.9	52.7	50.6
	(6)	陽南 2丁目	44.5	55.2	49.5	44.0	46.4	46.8	47.0	44.4	45.9	40.6
	(7)	陽南 2丁目	47.8	51.1	55.7	49.4	49.0	48.8	53.5	45.7	46.1	49.5
	(8)	若松原 2丁目	51.3	51.5	52.6	54.3	52.9	54.1	52.6	50.6	50.9	53.6
	(9)	若松原 3丁目	-	-	-	-	-	42.9	-	-	-	-
	(10)	若松原 2丁目	-	-	-	-	-	-	49.9	47.6	49.4	45.3

参考:環境基準 ※1

地域の類型 ※2	基準値 (WECPNL) 平成24年度まで	基準値 (Lden) 平成25年度から
I	70(ー)以下 単位なし	デシベル 57(dB)以下
II	75(ー)以下 単位なし	デシベル 62(dB)以下

「WECPNL」・・・加重等価平均感覚騒音レベル (WECPNL) とは、平成24年度まで採用されていた航空機騒音の環境基準に関する評価指標であり、航空機の最大騒音レベルと機数 (発生回数) を基に評価値を求める。

「Lden」・・・時間帯補正等価騒音レベル (Lden) とは、平成25年度からWECPNLに代わり採用された評価指標であり、各航空機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの、人が受ける騒音エネルギーを測定し、求める。

※1 航空機騒音に係る環境基準は、昭和48年2月27日付で告示され、飛行場周辺における航空機騒音による被害を防止するための発生源対策、障害防止対策等の各種施策を総合的に推進するに際しての目標となるべきものである。

※2 Iにあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIにあてはめる地域は、I以外の生活を保全する必要がある地域とする。なお、栃木県では地域類型の当てはめを行っていない。

5-3 航空機騒音測定結果

評価指標:Lden(単位:dB)
デシベル

測定場所 測定期間	住宅防音工事対象区域内					住宅防音工事対象区域外									
	①	②	③	④	⑤	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	若松原1丁目	江曾島町	若松原1丁目	江曾島町	江曾島本町	江曾島本町	鷗南3丁目	若松原2丁目	雀の宮4丁目	若松原2丁目	鷗南2丁目	鷗南2丁目	若松原2丁目	若松原3丁目	若松原2丁目
	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 住居地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	準工業地域	準工業地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域
令和 4年 4月 13日～ 5月 10日	平成12年 5月より 常時監視	平成15年 6月より 常時監視	50.3	-	47.3			-						-	
令和 4年 5月 12日～ 5月 25日				-				-				49.5	53.6	-	
令和 4年 7月 6日～ 8月 3日			49.1	-	47.3			-						-	
令和 4年 9月 15日～ 9月 28日				-				-			40.6			-	45.3
令和 4年 9月 29日～ 10月 26日			49.9	-	48.8			-						-	
令和 4年 10月 27日～ 11月 9日				-		49.5		-		50.6				-	
令和 5年 1月 5日～ 2月 1日			54.9	-	54.4			-						-	
令和 5年 2月 2日～ 2月 15日				-			39.1	-	52.8					-	
年平均	55.5	54.7	51.1	-	49.5	49.5	39.1	-	52.8	50.6	40.6	49.5	53.6	-	45.3

6-1 自動車騒音環境基準達成率の経年変化

単位:(%)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	全国平均
環境基準達成率	85	96	95	94	94	94	94	93	95	95	94.4 (R2)

6-2 自動車騒音環境基準達成状況の評価結果（道路種類別）

		評価 区間 延長 (km)	評価 区間 数 (区間)	評価結果(全体)					環境基準 達成率 (%)
				住居等 戸数 ①+②+③+④ (戸)	昼夜とも 基準値 以下 ① (戸)	昼のみ基 準値以下 ② (戸)	夜のみ基 準値以下 ③ (戸)	昼夜とも 基準値超過 ④ (戸)	
全体（住居等戸数）		384.6	305	35,201	33,179	278	712	1,032	94
道 路 種 類 別	高速自動車国道	23.2	17	513	513	0	0	0	
	一般国道	131.7	88	10,178	9,086	254	344	494	
	都道府県道	210.3	176	19,498	18,583	24	361	530	
	4車線以上の市町村道	19.4	24	5,012	4,997	0	7	8	

7 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

悪臭に係る特定施設	施設数
飼料又は肥料製造施設	13
豚飼養施設	7
鶏飼養施設	17
動物性油脂又はゼラチン製造施設	14
鶏ふん乾燥施設	12
医薬品製造施設	4
合 計	67
工場・事業場数	23

※ 1つの工場で複数の特定施設が設置されていることから、「合計」と「工場・事業場数」は一致しない。

8 公害等に係る苦情処理件数の経年変化

	公 害 関 係								その他
	騒 音	振 動	悪 臭	ばい煙	粉じん	汚 水	その他	合 計	空き地の 適正管理
H24	26	0	24	0	6	4	0	60	474
H25	30	5	17	0	5	2	0	59	439
H26	32	4	16	2	3	2	0	59	567
H27	31	1	16	1	4	1	0	54	
H28	27	4	11	0	5	2	0	49	
H29	24	2	10	1	4	3	0	44	
H30	27	0	9	1	3	3	5	48	
R1	31	8	12	2	0	1	4	58	
R2	32	7	14	9	5	0	6	73	
R3	37	1	5	0	7	0	4	54	
R4	37	6	6	7	13	2	7	78	

第2部 環境行政のあゆみ

1. 環境行政のあゆみ

年 次	宇 都 宮 市	国・県・その他
昭和 6		「国立公園法」制定
2 9	「公園条例」制定	「清掃法」制定
3 1	「文化財保護条例」制定	
3 2		「自然公園法」制定
3 3		「下水道法」制定 「公共用水域の水質保全に関する法律」制定 「工場排水等の規制に関する法律」制定
3 5	「西ごみ焼却場（下荒針清掃工場）」完成	
3 7		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
3 8	ごみ定時容器収集開始	
4 0	「下水道条例」制定	
4 1		「栃木県公害防止条例」制定
4 2		「公害対策基本法」制定
4 3	「屋板清掃工場」完成	「大気汚染防止法」、「騒音規制法」制定
4 4	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	
4 5	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
4 6	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定 「環境庁」設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
4 7	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 下河原町に「公害研究所」を開設	「栃木県公害防止条例」制定 「国連人間環境会議」開催（ストックホルム） 「自然環境保全法」制定
4 8		「公害健康被害補償法」制定 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定 県下で初の光化学スモッグ被害発生 （佐野，栃木，小山）
4 9		「国土利用計画法」制定 「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
5 1		「振動規制法」制定
5 2	「環境保全協定」締結	
5 5	「河内清掃工場」稼動開始 「環境保全条例」制定	
5 6	「緑の相談所」オープン	
5 7	小学校4年生社会科補助教材発行	
5 8	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
5 9	「都市緑化基金」創立	
6 0	「東横田清掃工場」屎処理施設「竣工	
6 3	「新屋板清掃工場」稼動開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 「第1回気候変動に関する政府間パネル」開催（ジュネーブ）
平成元	「生活排水処理計画」策定	
平成2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定 「地球温暖化防止行動計画」策定
平成3	「（財）グリーントラストうつのみや」設立 「都市景観基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」策定 「上水道基本計画」策定 「自然環境基礎調査」実施（～4年度）	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 4	4		「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」開催（リオデジャネイロ） 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX法）」制定 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
平成 5	11		「環境基本法」制定
	12		「アジェンダ 21 行動計画」策定
平成 6	12		「環境基本計画（国）」策定
平成 7	3	「公害対策審議会」廃止，「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
	4	平成のごみ改革 （5種9分別，半透明ごみ袋使用，粗大ごみ個別有料収集開始） 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
	6		「こどもエコクラブ」発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
	10		「生物多様性国家戦略」策定
	12	「屋外広告物条例」制定	
平成 8	3	「騒音規制法」，「振動規制法」，「悪臭防止法」， 「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改定	「栃木県環境基本条例」制定
	4	産業廃棄物に関する事務開始	
平成 9	3	「環境モニター」制度創設 「環境活動推進協議会」設置	
	4	「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制度」開始	
	6		「環境影響評価法」制定
	8	「環境配慮指針」策定	
	11	「第4次総合計画」策定	
	12	「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会」設置	「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催（京都） 京都議定書採択
平成 10	4	「農業振興地域整備計画」策定	
	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
	11		「気候変動枠組条約第4回締約国会議」開催（ブエノスアイレス）
平成 11	3	西清掃事業所廃止 「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境基本計画」策定 「栃木県環境影響評価条例」制定
	4	「自然環境基礎調査」実施（～12年度） 「森林整備計画」策定	
	6	「庁内環境配慮行動計画」策定	
	7		「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」制定
	10		「気候変動枠組条約第5回締約国会議」開催（ボン）
	12	「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	
平成 12	3	「緑の基本計画」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 1 2	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（容器包装リサイクル法）」完全施行
	6	下荒針清掃工場稼働停止	「循環型社会形成推進基本法」制定
	11		「気候変動枠組条約第 6 回締約国会議」開催（ハーグ）
	12	「都市マスタープラン」策定	「環境基本計画（国）」策定（改定）
平成 1 3	1		「環境省」発足
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改定 公衆便所のバリアフリー化実施 クリーンパーク茂原（焼却ごみ処理施設，リサイクルプラザ）本格稼働	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センターオープン ペットボトル分別収集（５種１０分別）開始	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」完全施行
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律（食品リサイクル法）」完全施行
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX・PM法）」制定
	9	「環境保全条例」廃止，「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要綱」制定	
	10		「気候変動枠組条約第 7 回締約国会議」開催（マラケシュ）
	12	本庁舎において ISO14001 認証取得 「第 2 次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定	
平成 1 4	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
	3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定 「新・生物多様性国家戦略」策定
	4	機構改革により，環境部が，環境企画課，環境保全課，資源循環推進課，廃棄物対策課，クリーンセンターに再編	
	5		「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行
	7		「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定
	8	「都心部グランドデザイン」策定	
	11	「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第 8 回締約国会議」開催（ニューデリー）
	12	全地区市民センターにおいて ISO14001 認証取得	「自然再生推進法」制定
平成 1 5	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改定 「行政経営指針」策定 「うつつのみや百景」決定	
	3	「第 4 次総合計画改定基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画（国）」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他	
平成 1 5	4	「家庭版環境 I S O 認定制度」スタート 「学校版環境 I S O 認定制度」スタート 「市民活動助成基金制度」創設 「市民ボランティア活動保険制度」創設 「住宅用太陽光発電システム補助制度」創設		
		5	「自転車利用活用基本計画」策定	
		10	「身近な生活圏の公園づくり指針」策定 「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづくり」策定	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
		11	「資源物持ち去り防止要綱」制定	
	12	クリーンパーク茂原等 7 施設において I S O 14001 認証取得	「気候変動枠組条約第 9 回締約国会議」開催 (ミラノ)	
	平成 1 6	3	「食料・農業・農村基本計画」策定 「都市観光推進プラン」策定 「大谷観光推進基本計画」策定 「下水道事業基本計画」策定	「栃木県水環境保全計画」策定
6			「うつのみや環境行動フォーラム」設立	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の公布
8				「栃木県レッドデータリスト」公表
10				「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布
11		「市民協働指針」策定 「地区行政の推進に係る大綱」策定		
12		「エコパーク板戸」稼動	「気候変動枠組条約第 10 回締約国会議」開催 (プエノスアイレス)	
平成 1 7	2		「京都議定書」発効	
	3	「飛山城史跡公園」オープン		
	4		「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」施行 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行 (一部 10 月 1 日施行)	
		6	「事業所版環境 I S O ～ E C O うつのみや 2 1 ～」創設	
		9	「うつのみや人づくりビジョン」策定	
	12		「気候変動枠組条約第 11 回締約国会議」開催 (モントリオール)	
平成 1 8	1		「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第 1 回閣僚会議」開催 (シドニー)	
	2		「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト救済法）」制定	
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定 「生活排水処理基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（アスベスト飛散防止強化）」施行 「栃木県環境基本計画」改定 「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」改定	
		4	「文化振興基本計画」策定 「生活交通確保プラン」策定 機構改革により、環境企画課が環境政策課、資源循環推進課がごみ減量課に変更	「改正・大気汚染防止法（揮発性有機化合物（V O C）排出規制）」施行 「第三次環境基本計画（国）」策定 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行
	5	「地区行政推進計画」策定	「新・国家エネルギー戦略」策定	
	7	「大谷の奇岩群」名勝指定		
	9	「市民協働推進計画」策定		
	11	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第 12 回締約国会議」開催 (ケニア・ナイロビ)	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 1 9	2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化プラン”」策定（旧庁内環境配慮行動計画） 「グリーン調達推進方針」策定	
	3	「食育推進計画」策定 「宇都宮城址公園」オープン	
	5		「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」施行
	6		「21世紀環境立国戦略」策定
	8	「第1回もったいない全国大会」開催	
	9	「景観計画」策定	
	10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン破壊・回収法）」施行
	11		「第3次生物多様性国家戦略」策定
	12		「気候変動枠組条約第13回締約国会議」開催（バリ）
平成 2 0	3	「第5次総合計画基本計画」策定 「ごみ処理基本計画」改定 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画（第3次宇都宮市生涯学習推進計画）」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」策定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定
	4	「環境基本計画（改定版）」策定 機構改革により、クリーンセンターが廃棄物施設課に変更	「とちぎの元気な森づくり県民税」創設 「エコツーリズム推進法」施行
	5	「宇都宮市環境協定」締結	「エネルギー使用の合理化に関する法律」改正
	6	「第2回もったいない全国大会」開催 「日本カーボンアクションプラットホーム」（JCAP）への参加	「生物多様性基本法」制定 「日本カーボンアクションプラットホーム」（JCAP）の設立
	7	「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」施行 「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」施行	北海道洞爺湖サミット開催 「低炭素社会づくり行動計画」策定
	8	「スイッチオフday」試行開始	
	10	「エコ通勤推進デー」施行	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）」施行
	12	「低炭素都市推進協議会」参加	「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「気候変動枠組条約第14回締約国会議」開催（ポーランド） 「低炭素都市推進協議会」設立
平成 2 1	3	「もったいない運動市民会議」設立 「生活環境保全推進計画」策定 「生活排水処理基本計画」改定 「バイオマスタウン構想」策定	「環境情報戦略」策定
	7	「低炭素型地域活力創造事業」創設	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」施行
	9	「もったいないフェア」開催 「宇都宮都市交通戦略」策定	
	11		「とちぎ環境立県戦略」策定
	12		「気候変動枠組条約第15回締約国会議」開催COP15（デンマーク）
平成 2 2	3		「生物多様性国家戦略2010」策定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 2 2	4	プラスチック製容器包装・紙パック・白色トレイ収集（5種13分別）開始 「第2次都市計画マスタープラン」策定	
	5		「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布
	9	「もったいないフェア」開催	「生物多様性とちぎ戦略」の策定
	10		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）
	11		気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）
	12	「自転車のまち推進計画」策定	栃木県が「EV・PHVタウン」に選定
平成 2 3	2		「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法基本方針）変更閣議決定
	3	「第2次環境基本計画」の策定 「第2次緑の基本計画」の策定 「文化振興基本計画」の改定	「栃木県版レッドリスト」の改定 「栃木県環境基本計画」の策定 「栃木県地球温暖化対策実行計画」の策定 「栃木県廃棄物処理計画」の策定 「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」の策定 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
	4		「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布
	6		「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布
	8		「再生エネルギー特措法」公布 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」施行 「放射性物質汚染対処特措法」公布及び一部施行
	9	「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定 「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17） 「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」閣議決定
	12		栃木県が「再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」に選定
平成 2 4	3	「うつのみや産業振興ビジョン」の策定 「みんなでまちづくりプラン（第2次市民協働推進計画）」の策定 「第2次宇都宮市地区行政推進計画」の策定 「宇都宮市景観推進プラン」の策定	
	4		「第4次環境基本計画」の策定 「環境影響評価法の一部を改正する法律」施行
	6		国連持続可能な開発会議（リオ＋20）
	8		「小型家電リサイクル法」公布
	9	「もったいないフェア」開催	「生物多様性国家戦略2012-2020」策定
	11		気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）
平成 2 5	3	「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」の策定 「宇都宮市上下水道基本計画改定計画」を策定 「太陽光発電向け市有財産貸出事業」を実施	
	5		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
	6		「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」を改正
	9	「もったいないフェア」開催	
	11		気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP19）
	11		地球温暖化対策推進本部が、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減を提示

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 2 6	6		「土壌汚染対策法」改正
	8	国の「J-クレジット制度」において、「みやC O 2パイパイプロジェクト」が認定	
	9	「もったいないフェア」開催	
平成 2 7	4		フロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称「フロン排出抑制法」）が施行。
	6		国が2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26%削減（案）を表明
	9	「もったいないフェア」開催	
平成 2 8	3	「第3次宇都宮市環境基本計画」 「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」 「第2次宇都宮市役所「ストップ“ザ”温暖化」プラン」 「うつのみや生きものつながりプラン」 「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」 「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」 上記計画を策定	「生物多様性とちぎ戦略」の改定
	4		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行
	9	「もったいないフェア」開催	
	12		栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行（工業専用地域における振動規制基準の見直し）
平成 2 9	3	「第6次総合計画」策定 「うつのみや産業振興ビジョン」改定 「第3次市民協働推進計画」策定	栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行（独自の公害防止等を目的とした条例を制定した市町域の適用除外規定の追加）
	4		「第5次環境基本計画」の策定 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法等の一部を改正する法律（改正FIT法）の施行
	5		知事及び全市町長による「COOL CHOICE とちぎ」共同宣言
	10		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行（水銀使用製品産業廃棄物等に係る処理基準の追加等）
平成 3 0	2		「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」策定 「気候変動適応法案」閣議決定
令和元	3		「森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律」公布 「栃木県災害廃棄物処理計画」策定
令和 2	6		「大気汚染防止法」改正
令和 3	3	「うつのみや生きものつながりプラン」改定 「第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）」策定	「生物多様性とちぎ戦略（第2期）」策定 「地球温暖化対策法」改定 「栃木県資源循環推進計画」策定 「栃木県気候変動対策推進計画」策定
	6		「地域脱炭素ロードマップ」策定
	9	「ゼロカーボンシティ」宣言	「栃木県食品ロス削減推進計画」策定
	10		生物多様性条約第15回締約国会議第一部（COP15 第一部）
令和 4	3		「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」策定

令和 4	4		「改正地球温暖化対策推進法」施行
	5		「GX実現に向けた基本方針」閣議決定
	9	「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」策定	
	11	「脱炭素先行地域」選定	
	12		生物多様性条約第 15 回締約国会議第二部 (COP15 第二部)
令和 5	3		「生物多様性国家戦略 2023-2030」策定

2. 宇都宮市環境基本条例

平成13年 9 月28日

条例第32号

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心に発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりを見せ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、污水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への負荷を低減するための措置)

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止

し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進

(環境基本計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測

定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第4章 環境審議会

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(宇都宮市環境保全条例の廃止)

2 宇都宮市環境保全条例（昭和55年条例第42号）は、廃止する。

宇都宮の環境（環境状況報告書 令和5年度版）

発行年月 令和6年3月

発行 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 環境部 環境創造課

電話 028-632-2403

fax 028-632-3316

E-mail u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp